

一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

岩泉町

目 次

第 1 編 計画の概要	1
第 1 章 基本事項	1
第 1 節 計画策定の背景	1
第 2 節 廃棄物処理に係る法体系	2
第 3 節 本計画の位置付け	3
第 4 節 計画条件	4
第 2 章 地域概要の把握	5
第 1 節 地理的概況	5
第 2 節 社会的概況	7
第 2 編 ごみ処理基本計画編	13
第 1 章 ごみ処理行政の動向	13
第 1 節 国の動向	13
第 2 節 県の動向	13
第 2 章 ごみ処理の現状	14
第 1 節 ごみの処理・処分フロー	14
第 2 節 ごみ処理体制	15
第 3 節 ごみ量の推移	22
第 3 章 ごみ処理の評価及び課題の抽出	32
第 1 節 ごみ処理の評価	32
第 2 節 ごみ処理の課題	35
第 4 章 将来ごみ量の予測	36
第 1 節 人口の将来値設定	36
第 2 節 ごみ量の将来予測	37
第 5 章 ごみ処理基本計画	38
第 1 節 ごみ処理の基本方針	38
第 2 節 将来のごみ処理の流れ	39
第 3 節 数値目標の設定	40
第 4 節 目標達成のための将来ごみ量の設定	42
第 5 節 目標達成のための施策	43
第 6 節 その他関連計画	53
第 3 編 生活排水処理基本計画編	55
第 1 章 生活排水処理の現況	54
第 1 節 生活排水の処理体系	54
第 2 節 生活排水の排出状況	55
第 3 節 生活排水の処理主体	56
第 4 節 生活排水処理率	57
第 2 章 し尿・汚泥収集等の状況	58

第 1 節	し尿等の収集運搬状況	58
第 2 節	し尿処理の状況	60
第 3 節	生活排水処理に係る課題	64
第 3 章	生活排水処理の将来予測	65
第 1 節	生活排水処理形態別人口の予測	65
第 2 節	し尿・浄化槽汚泥の搬入量の推計	66
第 4 章	生活排水処理基本計画	67
第 1 節	生活排水処理の基本方針	67
第 2 節	生活排水の処理計画	68
第 3 節	し尿・汚泥の処理計画	69
第 4 節	計画達成のための施策	70

第 1 編 計画の概要

第 1 章 基本事項

第 1 節 計画策定の背景

国により、「循環型社会元年」（平成 12 年）が位置付けられてから 25 年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。令和 6 年 5 月には「第六次環境基本計画」、令和 6 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、地域の資源生産性の向上や低炭素化、地域の活性化等を実現する「地域循環共生圏」のイメージが描かれました。

一方、岩手県（以下、「県」という。）では、県内における循環型社会形成をより一層推進するために、令和 3 年 3 月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）」を策定し、ごみ排出量の減量や廃棄物の適正処理、各主体の役割と取り組み等について方針を示しています。

これらの法体系の中で、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」では、第 6 条第 1 項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。そこで岩泉町では、令和 4 年 2 月に新たに令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の計画期間とした一般廃棄物処理の方向性を示した「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

今回、前計画の計画期間が満了し、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定期間を迎えていることから、これまでの一般廃棄物処理や施設整備の状況を踏まえて、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）の策定を行い、岩泉町における今後の一般廃棄物処理の方向性を再度検討していきます。

第 2 節 廃棄物処理に係る法体系

廃棄物の処理・リサイクルに関する法体系を図 1-1-1 に示します。

廃棄物処理の関連法令は環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みのもとに整備されています。主な法律としては、廃棄物の適正管理に関する仕組みを定めた廃棄物処理法、再生利用の推進に関する仕組みを定めた資源有効利用促進法があります。さらに、容器包装リサイクル法等の各種個別法が整備され、令和 4 年 4 月には素材自体に着目した包括的な法制度として、法制度として、プラスチック製品の市町村による再商品化や事業者による自主回収の仕組み等を定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

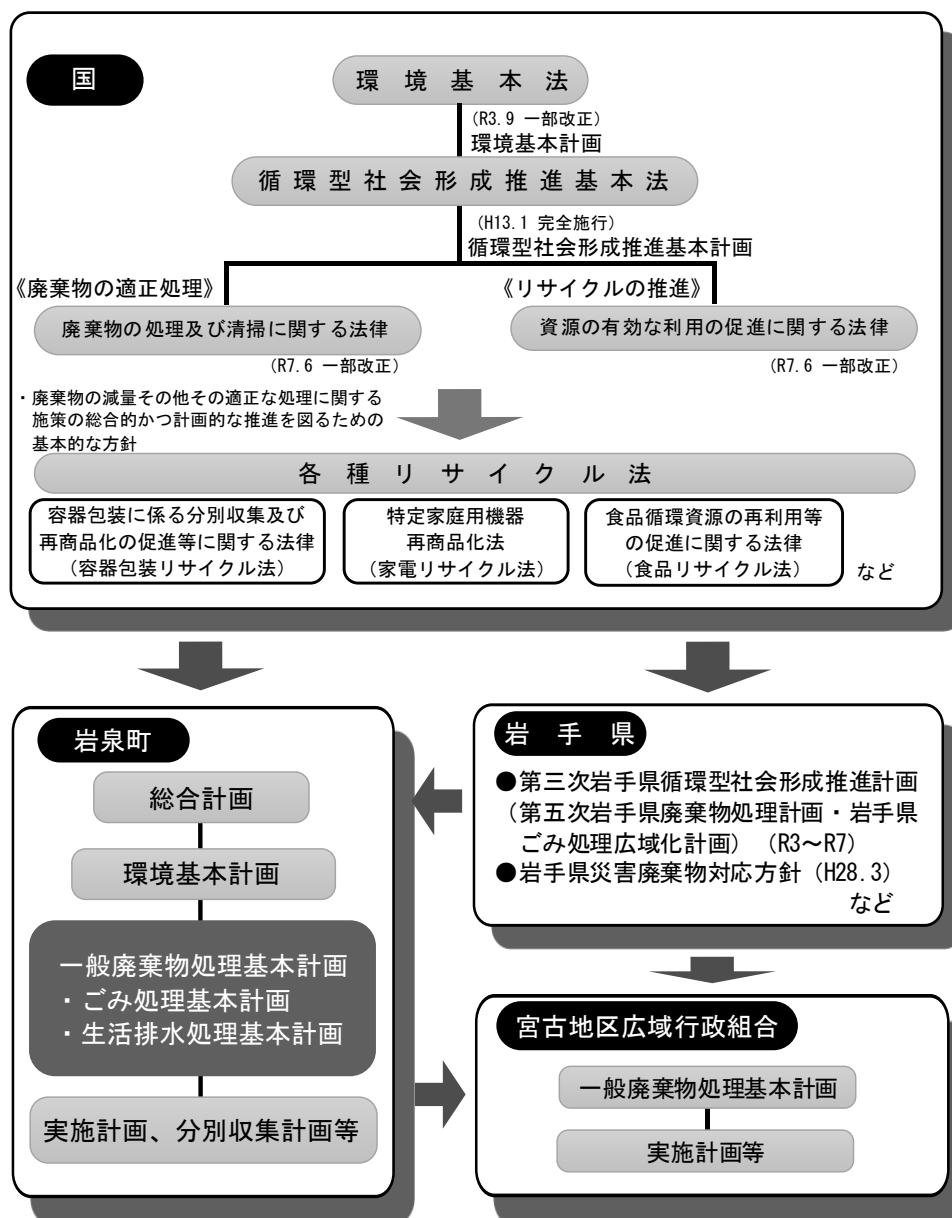


図 1-1-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法体系

第 3 節 本計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1-2 に示します。

廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、市町村はその区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、岩泉町の一般廃棄物処理を所管する宮古地区広域行政組合（以下、「行政組合」という。）の廃棄物条例では、一般廃棄物処理計画を定めなければいけないこと、及び同計画を定めるに当たっては行政組合を組織する、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村（以下「構成市町村」という。）の一般廃棄物処理計画との調整を図らなければならないことが規定されています。

以上を踏まえ、本計画は、国や県、行政組合が策定する各種計画との整合を図りつつ、「廃棄物処理法」、「ごみ処理基本計画策定指針」、「生活排水処理基本計画策定指針」に基づき岩泉町全域における一般廃棄物処理の考え方を示す計画として策定するものとします。

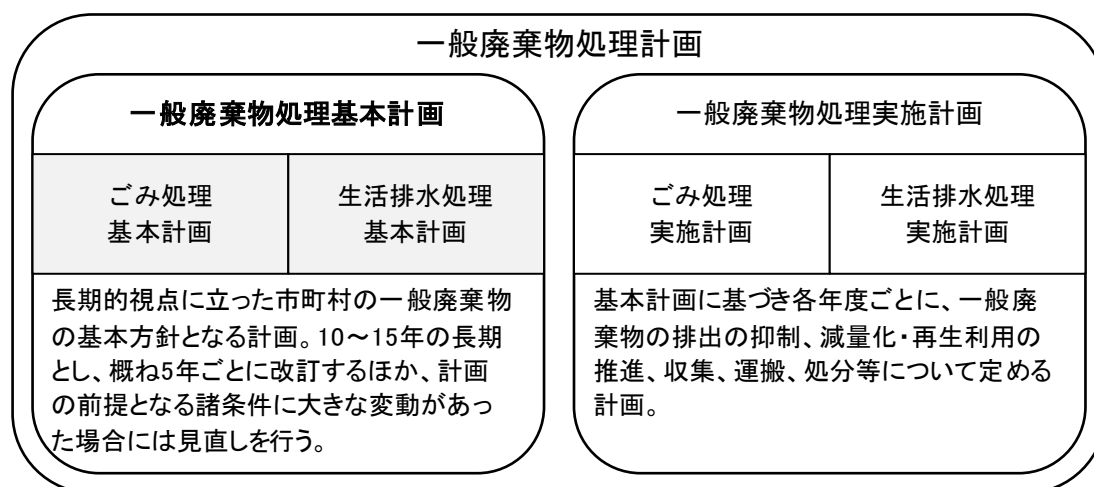


図 1-1-2 本計画の位置付け

第 4 節 計画条件

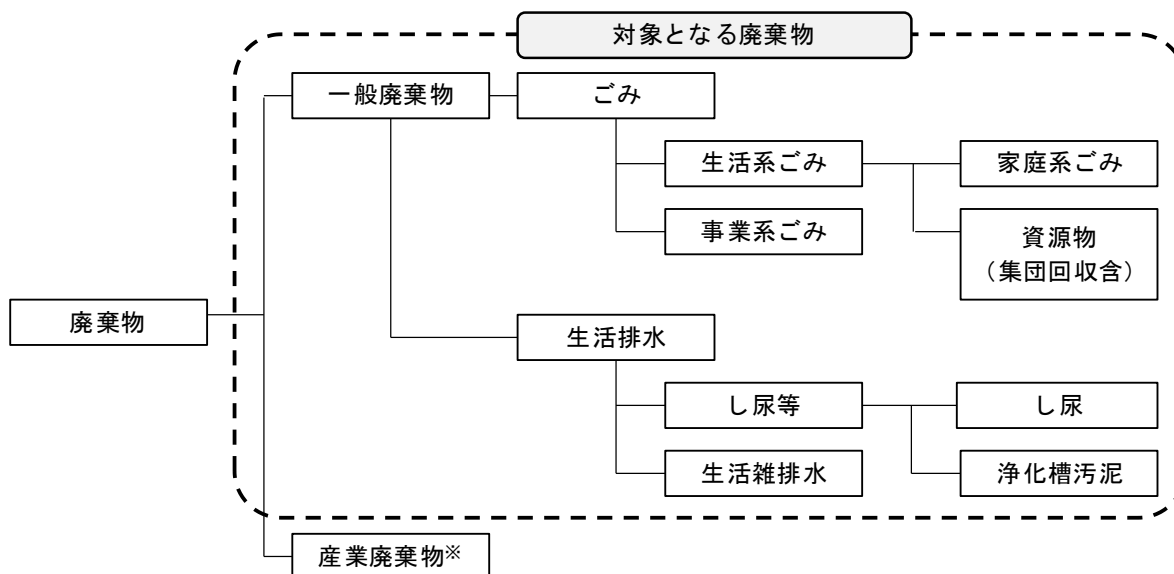
1. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、岩泉町全域（以下、「本地域」という。）とします。

2. 計画の範囲

本計画で対象となる廃棄物を図 1-1-3 に示します。

本計画では、本地域から生じる一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。



※事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法第 2 条第 4 項及び同法施行令第 2 条で定められている 20 種の廃棄物

図 1-1-3 本計画で対象とする廃棄物の範囲

3. 計画目標年次

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」や「生活排水処理基本計画策定指針」を踏まえて計画期間を 15 年間とし、令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間を計画期間とします。

なお、中間目標年度を令和 12 年度と令和 17 年度に設け、5 年ごとに見直しを行います。

計画期間	: 15 年間
計画初年度	: 令和 8 年度
中間目標年度 (前期)	: 令和 12 年度
中間目標年度 (中期)	: 令和 17 年度
計画目標年度 (後期)	: 令和 22 年度

第 2 章 地域概要の把握

第 1 節 地理的概況

1. 位置・地勢

本地域の位置を図 1-2-1 に示します。

岩泉町は、北上山地の東部、下閉伊郡の北部に位置しています。東方は太平洋に臨み、西方は盛岡市に接し、南方は宮古市に接しています。その広さは東西 51km、南北 41km、総面積は 992.36km² で本州一の大きな町です。

本地域は四方を標高 1,000m～1,300m の高山に囲まれ、地形は極めて険しく耕地は少なく林野が占める割合が高く、河川は小川の国境及び大川の釜津田を源流として太平洋に注ぐ流路延長 96km の小本川及び安家森に源を発する安家川、峠ノ神山に源を発する撰待川の 3 つの河川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成しています。



図 1-2-1 本地域の位置

2. 気象

岩泉町に位置する岩泉地域気象観測所における気象の概況を表 1-2-1 及び図 1-2-2 に示します。

過去 10 年間の日平均気温は約 10～12℃前後となっており、夏でも気温が比較的低いのが特徴です。また、直近の令和 6 年における年間降水量は 1,353.5mm、日平均気温は 12.2℃となっています。

表 1-2-1 気象の概況

	降水量		気温		
	年間降水量 (mm)	日最大降水量 (mm)	日平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)
平成27年	1,234.5	114.0	11.2	16.6	6.3
平成28年	1,448.5	194.5	10.7	16.2	5.8
平成29年	1,236.0	76.5	10.1	15.5	5.4
平成30年	1,178.0	72.0	10.6	16.1	5.7
令和元年	1,014.5	109.0	10.8	16.5	5.7
令和2年	1,628.5	93.0	10.9	16.1	6.4
令和3年	1,167.0	133.0	11.0	16.6	6.2
令和4年	1,063.5	87.5	11.0	16.8	5.9
令和5年	1,112.5	117.5	12.2	18.1	7.2
令和6年	1,353.5	146.0	12.2	18.0	7.3

出典：「気象庁ホームページ」

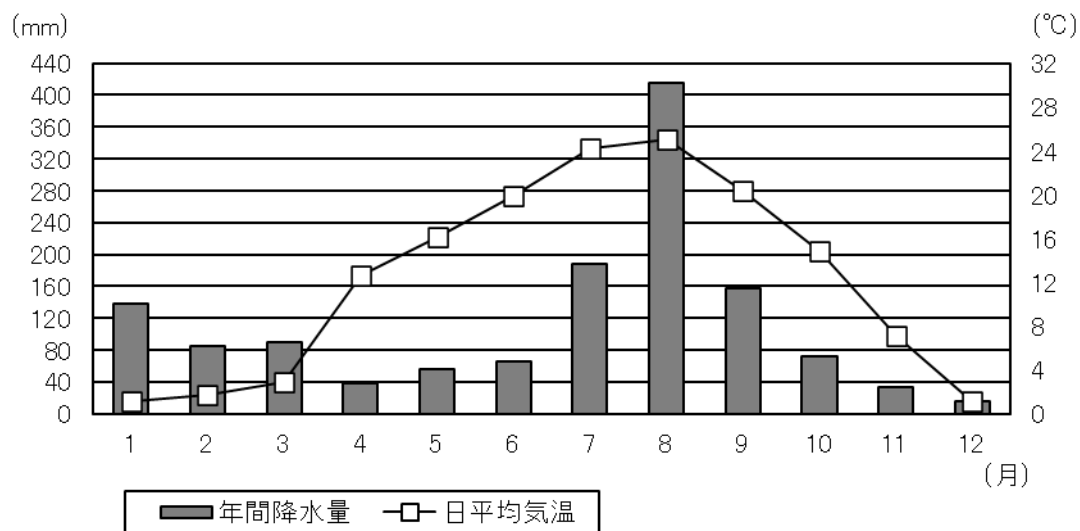


図 1-2-2 気象の概況 (令和 6 年)

第 2 節 社会的概況

1. 人口動態・分布

岩泉町の人口を表 1-2-2 に、世帯数を表 1-2-3 に、人口及び世帯数の推移を図 1-2-3 に示します。

令和 6 年度における人口は 7,879 人、世帯数は 4,073 世帯であり、令和 6 年度の人口は対令和 2 年度比で約 7% 減少しています。また、1 世帯当たりの人口（世帯人口）についても減少しており、核家族化の進行や単身世帯が増加していることを示しています。

表 1-2-2 人口

単位：人

項目	岩泉町
令和2年	8,915
令和3年	8,664
令和4年	8,357
令和5年	8,092
令和6年	7,879

※各年 10 月 1 日時点

表 1-2-3 世帯数

単位：世帯

項目	岩泉町
令和2年	4,374
令和3年	4,332
令和4年	4,213
令和5年	4,138
令和6年	4,073

※各年 10 月 1 日時点

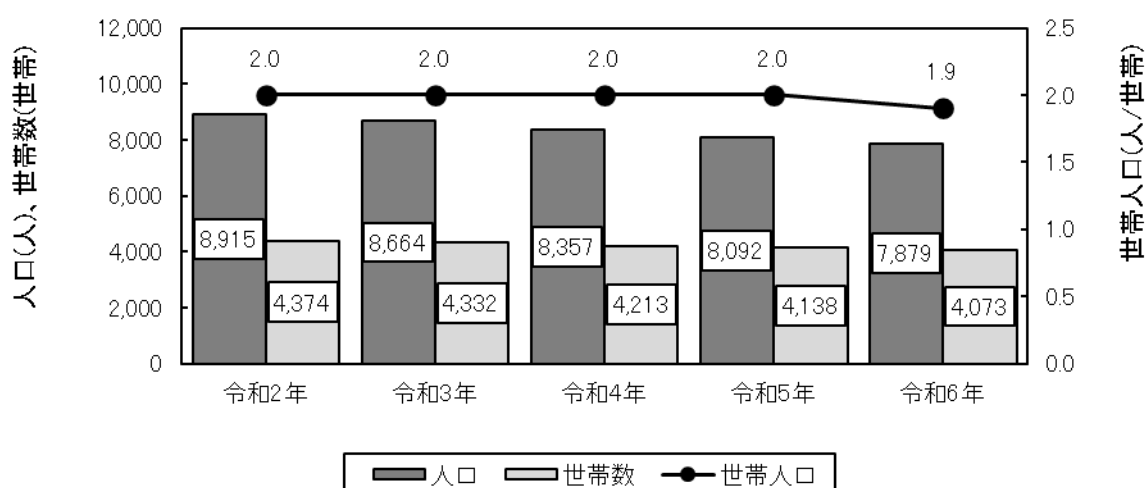


図 1-2-3 人口及び世帯数の推移

2. 就業人口の推移

年度別の産業別就業人口を表 1-2-4 に、内訳の推移を図 1-2-4 に示します。

令和 2 年度時点の内訳は、第三次産業人口の割合が 49.7%と最も高く、第二次産業人口が 25.7%、第一次産業人口が 24.6%となっています。

表 1-2-4 産業別就業人口

単位:人

項目	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
合計	6,066	5,397	4,896	5,004	4,176
第一次産業人口	1,492	1,324	1,286	1,276	815
第二次産業人口	1,559	1,249	1,067	1,168	1,019
第三次産業人口	3,015	2,824	2,543	2,560	2,342

出典:「国勢調査」

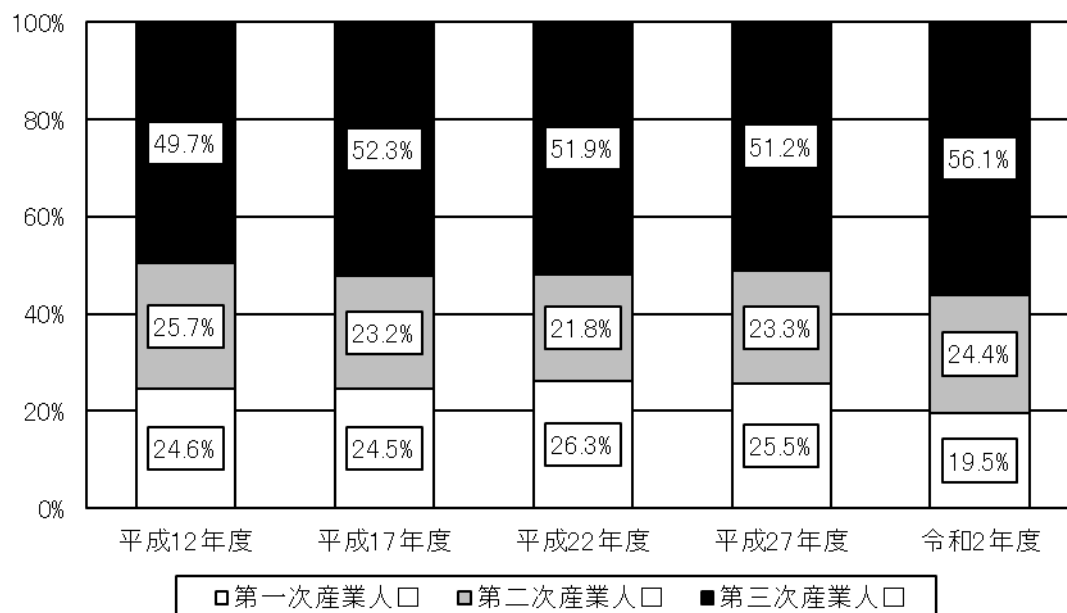


図 1-2-4 産業別就業人口の内訳の推移

(1) 第一次産業

農家の戸数を表 1-2-5 に、総農家数の推移を図 1-2-5 に示します。

令和 2 年の総農家数は 750 戸（販売農家数 262 戸、自給的農家数 488 戸）となっています。

表 1-2-5 農家の戸数（令和 2 年）

単位：戸

項目	総農家数※1	販売農家数※2		自給的農家数※3	
		販売農家数	自給的農家数	販売農家数	自給的農家数
岩泉町	750	262	488		

出典：「農林業センサス」、「岩手県統計年鑑」

※1 「農家」とは、経営耕地面積が 10a 以上または農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。

※2 「販売農家」とは、経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

※3 「自給的農家」とは、経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

(戸)

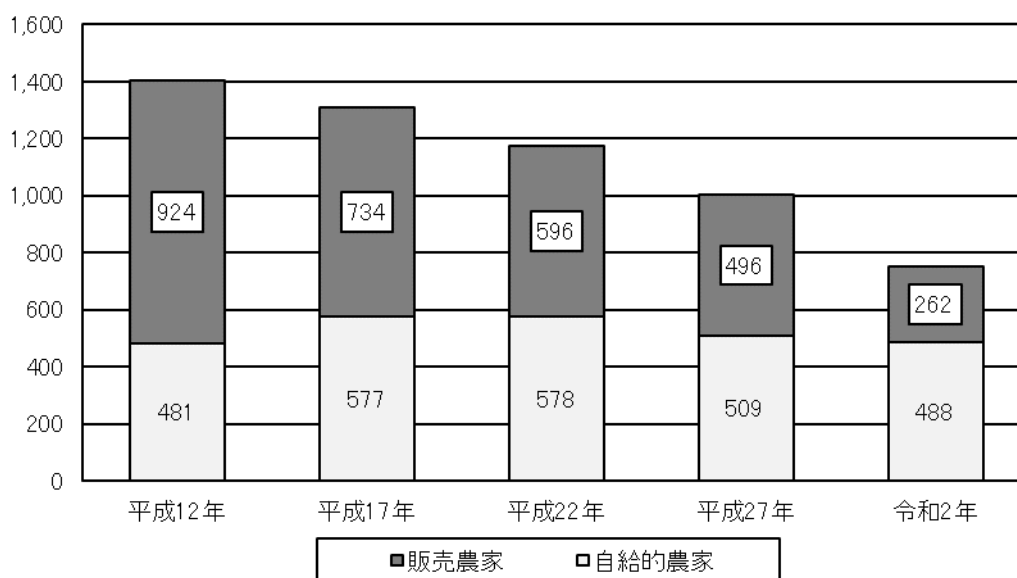


図 1-2-5 総農家数の推移

(2) 第二次産業

事業所数、従業者数及び製造品出荷額を表 1-2-6 に、事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移を図 1-2-6 に示します。

表 1-2-6 事業所数、従業者数及び製造品出荷額（令和 5 年）

項目	事業所数(事業所)	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
岩泉町	30	711	968,579

出典：「経済センサス」、「経済構造実態調査」

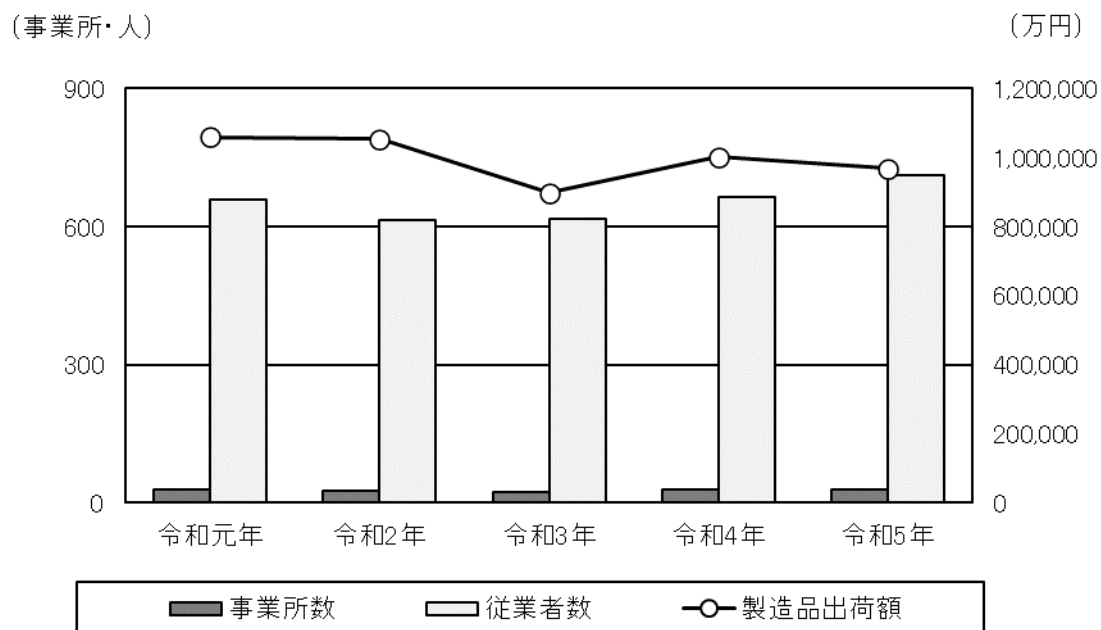


図 1-2-6 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

(3) 第三次産業

商店数、従業者数及び年間販売額を表 1-2-7 に、商店数、従業者数及び年間販売額の推移の推移を図 1-2-7 に示します。

表 1-2-7 商店数、従業者数及び年間販売額（令和 3 年）

項目	商店数(店舗)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
岩泉町	127	441	6,768

出典：「岩手県統計年鑑」

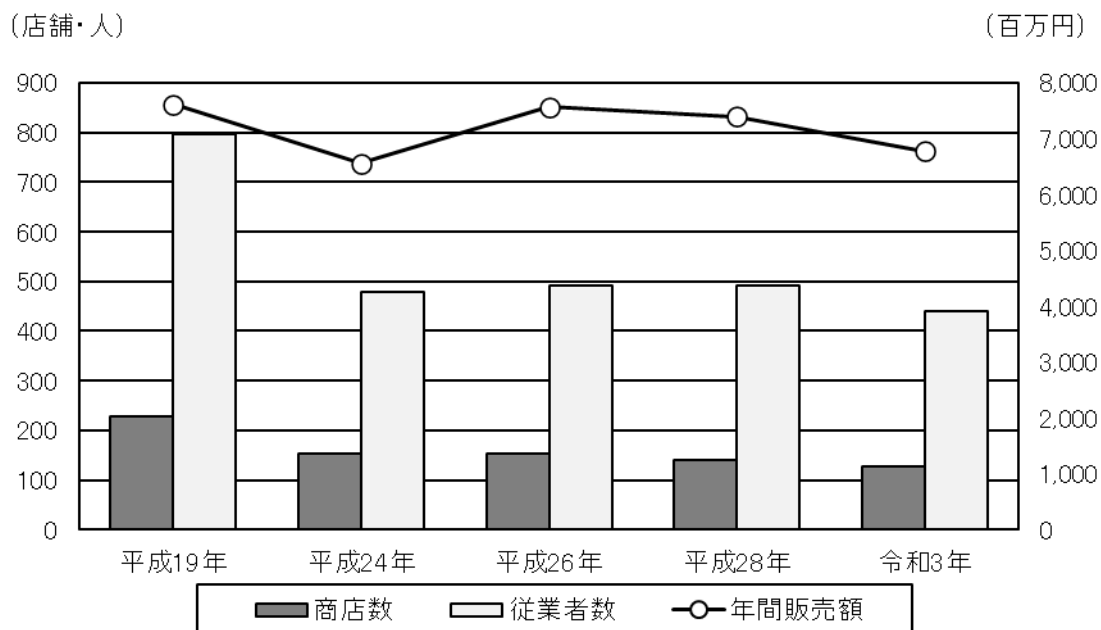


図 1-2-7 商店数、従業者数及び年間販売額の推移

3. 土地利用状況

令和5年における本地域の土地利用状況を表1-2-8に、土地利用の内訳を図1-2-8に示します。

表1-2-8 土地利用状況（令和5年）

項目	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
岩泉町	992.36	4.40	15.77	3.08	0.00	0.01	781.46	6.43	33.50	2.98	144.74
構成比	100.00%	0.44%	1.59%	0.31%	0.00%	0.00%	78.75%	0.64%	3.38%	0.30%	14.59%

単位：km²

出典：「岩手県統計年鑑」

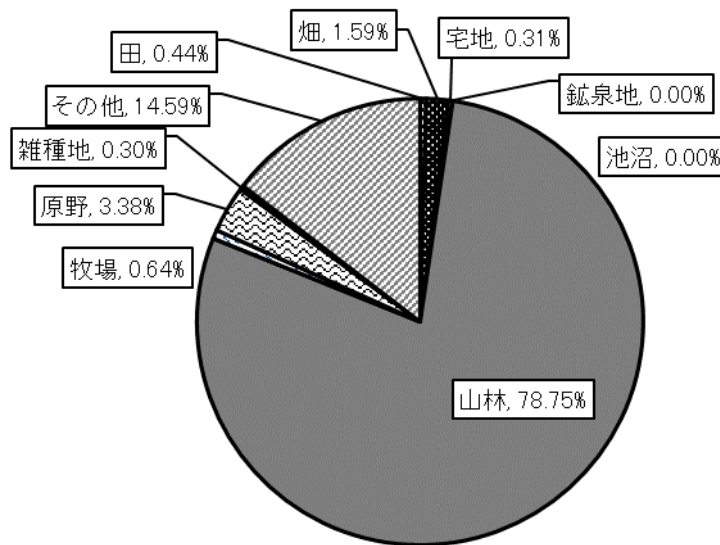


図1-2-8 土地利用の内訳（令和5年）

第 2 編 ごみ処理基本計画編

第 1 章 ごみ処理行政の動向

第 1 節 国の動向

ごみ処理行政の動向のうち、国の動向について以下に整理します。

国では、循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）や廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本的な方針」という。）にて、以下の目標を設定しています。

○第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

- ・ 1 人 1 日当たりごみ焼却量 : 約 580g
- ・ 最終処分量 : 約 1,300 万 t

○廃棄物処理法に基づく基本的な方針（令和 7 年 2 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

- ・ 排出量 : 令和 4 年度比約 9.0%削減
- ・ 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 : 約 478g
- ・ 出口側循環利用率 : 約 26.0%
- ・ 1 人 1 日当たりごみ焼却量 : 約 580g
- ・ 最終処分量 : 令和 4 年度比約 5.0%削減

第 2 節 県の動向

ごみ処理行政の動向のうち、県の動向について以下に整理します。

県では、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）」や「岩手県環境基本計画」にて、以下の目標を設定しています。

○第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）（令和 3 年 3 月）

【数値目標】 目標年度：令和 7 年度

- ・ リサイクル率 : 23.0%
- ・ エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量 : 2,200t
- ・ 県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 : 465g
- ・ 県民 1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量 : 271g
- ・ 最終処分量 : 35.8 千 t

○岩手県環境基本計画（令和 3 年 3 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

一般廃棄物のリサイクル率：27.0%

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみの処理・処分フロー

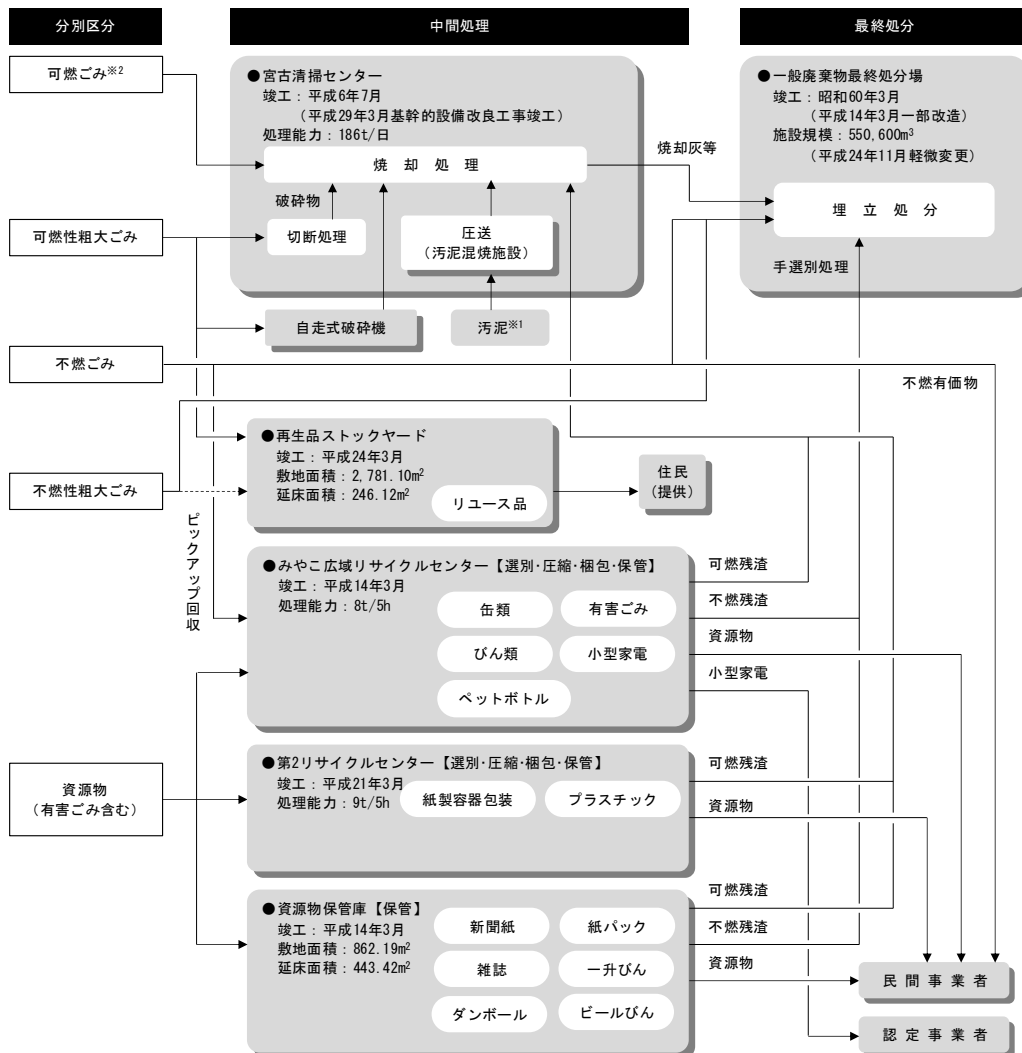
本地域における一般廃棄物（ごみ）の処理・処分方法の主な流れを図2-2-1に示します。

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、宮古清掃センター（焼却施設）で焼却処理しています。このうち、可燃性粗大ごみについては、必要に応じ宮古清掃センター内の切断機や一般廃棄物最終処分場内にある自走式破砕機で焼却前処理を行っています。

不燃ごみは、小型家電や不燃有価物を回収した上で、一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源物として回収している品目は、みやこ広域リサイクルセンターで缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電を、第2リサイクルセンターで紙製容器包装、プラスチックを中間処理・保管し、紙類、リターナブルびんは、資源物保管庫で保管しています。

なお、行政組合の廃棄物条例で規定する受入条件を満たす産業廃棄物（以下「特定産業廃棄物」という。）については、一般廃棄物と合わせた処理を行っています。



※1: 搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥

※2: 特定産業廃棄物（下水道汚泥（スクリーンカス含む）、廃油（阻集器回収油分に限る）、廃プラ（発泡スチロール製の箱状容器に限る）、燃え殻（公衆浴場から生じたものに限る））含む

図2-2-1 ごみ処理・処分の主な流れ（令和7年度）

第 2 節 ごみ処理体制

1. 生活系ごみの排出方法

(1) ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分と出し方を表 2-2-1 に示します。

ごみの分別区分は大きく 4 種類 (①燃やせるごみ (可燃ごみ)、②燃やせないごみ (不燃ごみ)、③資源物、④粗大ごみ) に分けられています。また、資源物は 8 種類 (①ペットボトル、②缶類、③びん類、④紙類、⑤紙製容器包装、⑥プラスチック、⑦有害ごみ、⑧小型家電) に細分化されています。

表 2-2-1 生活系ごみの分別区分と出し方

分別区分		具体例	指定袋
燃やせるごみ(可燃ごみ)		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴等	○ (共通)
燃やせないごみ(不燃ごみ)		ガラス類・金属類・陶器類等	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等	
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等	
資源物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル	
	缶類	スチール缶・アルミ缶	
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん	
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック	
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類	○
	プラスチック	プラ製容器包装(ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類)、製品プラスチック(バケツやハンガー等プラスチック 100%のもの)	○
	有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計	
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等	

(2) 収集運搬体制

収集運搬体制を表 2-2-2 に示します。

業者委託により収集運搬を行っています。

表 2-2-2 収集運搬体制

区分	岩泉町
収集運搬体制	委託
収集車両	機械車 平ボディ

(3) 収集頻度・収集方式

令和7年度における生活系ごみの収集頻度・収集方式を表2-2-3に示します。

表2-2-3 収集頻度・収集場所（令和7年度現在）

地域	収集頻度				収集方式
	可燃	不燃	粗大	資源	
岩泉町	2回/週	2回/月	2回/年	4回/月	ステーション方式 粗大: 拠点回収

※収集回数は、地区によって異なるため、最も収集の多い地区の数値を掲載した。

※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

2. ごみの有料化の現状

(1) 収集ごみの有料化

岩泉町では、指定ごみ袋販売時の一般廃棄物処理手数料を上乗せすることによるごみの有料化を実施していません。

(2) 直接搬入ごみの処理手数料

行政組合が保有するごみ処理施設にごみを直接搬入した場合の処理手数料を表2-2-4に示します。

また、特定産業廃棄物の処理を行っており、廃油及び燃え殻については10kgごとに100円の手数料、廃プラスチックについては指定袋1袋につき60円の手数料を徴収しています。行政組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件を表2-2-5に示します。

表2-2-4 直接搬入ごみの処理手数料（令和7年度現在）

区分	家庭からのごみ	事業所からの一般廃棄物	特定産業廃棄物
燃やせるごみ	50kgまで無料 50kgを超える 10kgごとに50円	10kgごとに50円	—
燃やせないごみ	50kgまで無料 50kgを超える 10kgごとに50円	10kgごとに50円	—
その他資源物	無料	10kgごとに30円 ※従業員の個人消費に伴って排出された缶、びん、ペットボトルのみ可	—
小動物の死体	1体につき 20kgまで1,000円 20kgを超えるもの1,500円	—	—
フロンガスを回収するもの	1個につき500円 ※家庭用除湿機等	—	—
特定産業廃棄物	—	—	廃プラスチック: 指定袋1袋につき60円 上記以外: 10kgごとに100円

※受入時間（午前8:30~12:00、午後1:00~4:30）

表 2-2-5 行政組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件

項目	条件
下水道汚泥等	公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。
廃油	公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器(グリーストラップを含む。)で回収された油分に限る。
廃プラスチック	前年度の総売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が 1 日 2kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。
燃え殻	公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

3. 集団回収

令和 6 年度における登録団体数は 18 団体となっています。

岩泉町における集団回収量の実績を表 2-2-6 に示します。

表 2-2-6 集団回収実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220
新聞紙	183.001	205.531	199.492	138.055	126.672
雑誌	206.934	218.225	221.132	128.927	103.456
ダンボール	325.277	367.424	370.688	327.223	376.938
飲料用紙パック	3.190	3.846	3.800	2.785	2.260
缶類	13.041	12.117	11.045	29.923	20.570
一升びん	1.871	1.558	0.223	0.048	0.030
ビールびん	2.386	1.209	0.597	0.659	0.294
鉄くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
古繊維	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

4. 公共施設におけるボックス回収

回収ボックスによる小型家電の回収を行っています。

岩泉町におけるボックス回収量の実績を表 2-2-7 に示します。

表 2-2-7 ボックス回収実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収量	0.329	0.096	0.152	0.194	0.322

表 2-2-8 焼却施設の概要

項目	内容
名 称	宮古清掃センター
施設規模	186t/日 (93t/日×2 炉)
処理方式	流動床式焼却炉
竣 工	平成 6 年 7 月 (平成 29 年 3 月 基幹的設備改良工事竣工)
敷地面積	9,649m ²
延床面積	3,420m ²
備 考	可燃性粗大ごみ切断機設置

表 2-2-9 汚泥混焼施設の概要

項目	内容
名 称	汚泥混焼施設
施設規模	21.5m ³ ×2 基
処理方式	圧送
竣 工	平成 11 年 3 月
延床面積	139.5m ²
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターと同一敷地隣接施設 ・宮古市建設施設 (行政組合で管理運営し構成市町村が共同利用)

表 2-2-10 リサイクルセンターの概要(1)

項目	内容
名 称	みやこ広域リサイクルセンター
施設規模	8t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
竣 工	平成 14 年 3 月
敷地面積	3,186.36m ²
延床面積	1,029.96m ²

表 2-2-11 リサイクルセンターの概要(2)

項目	内容
名 称	第 2 リサイクルセンター
施設規模	9t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	紙製容器包装、プラスチック
竣 工	平成 21 年 3 月
敷地面積	1,977.87m ²
延床面積	840.00m ²

表 2-2-12 リサイクルセンターの概要(3)

項目	内容
名 称	宮古市資源物保管庫
処理方式	保管
対 象	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、リターナブルびん
竣 工	平成 14 年 3 月
敷地面積	862. 19m ²
延床面積	443. 42m ²
備 考	宮古市建設施設（平成 21 年度から行政組合で管理運営し構成市町村が共同利用）

表 2-2-13 リサイクルセンターの概要(4)

項目	内容
名 称	再生品ストックヤード
処理方式	保管
対 象	ソファー、テーブル（木製）、学習机（木製）等
竣 工	平成 24 年 4 月
敷地面積	2, 781. 10m ²
延床面積	246. 12m ²
備 考	—

表 2-2-14 粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
名 称	自走式粗大ごみ破碎機
処理能力	198t/日 (8h)
処理対象	可燃性粗大ごみ
稼働年月	平成 12 年 4 月（令和 2 年 1 月更新）
備 考	更新前処理能力：119. 6t/日 (8h)

(3) 最終処分場の概要

行政組合が管理する最終処分場の概要を表 2-2-15 に示します。

行政組合が管理する最終処分場は、一般廃棄物最終処分場となっています。一般廃棄物最終処分場では、焼却施設から発生する焼却灰等、リサイクルセンターから発生する不燃残渣、小型家電や不燃有価物を回収した後の不燃ごみを埋立処分しています。

一般廃棄物最終処分場の残余容量は令和 6 年度末時点で 16,441m³ となっています。1 年で約 3,200m³ 程度が処分されている現状を鑑みると、このままの状況が続けば令和 10 年度中に満量となることが想定されています。

表 2-2-15 最終処分場の概要

項目	内容
名 称	一般廃棄物最終処分場
施設規模	550,600m ³
処理方式	セル&サンドイッチ方式
竣 工	昭和 60 年 3 月 (平成 24 年 11 月埋立容量変更、+50,000m ³)
敷地面積	121,700m ²
備 考	浸出液処理施設 125m ³ /日 (平成 13 年度一部改造)

第3節 ごみ量の推移

1. ごみ総排出量実績

令和2年度から令和6年度における岩泉町のごみ総排出量の推移を図2-2-3に、ごみ総排出量及びごみ総排出量原単位（1人1日当たりのごみ総排出量）の推移を表2-2-16に示します。

岩泉町における令和6年度のごみ総排出量は3,080.231tとなっており、過去5年間の推移としては減少傾向にあり、対令和2年度比で約9%減少しています。また、ごみ総排出量原単位は1,071.074g/人・日となっており、令和2年度から令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和4年度をピークに減少しています。

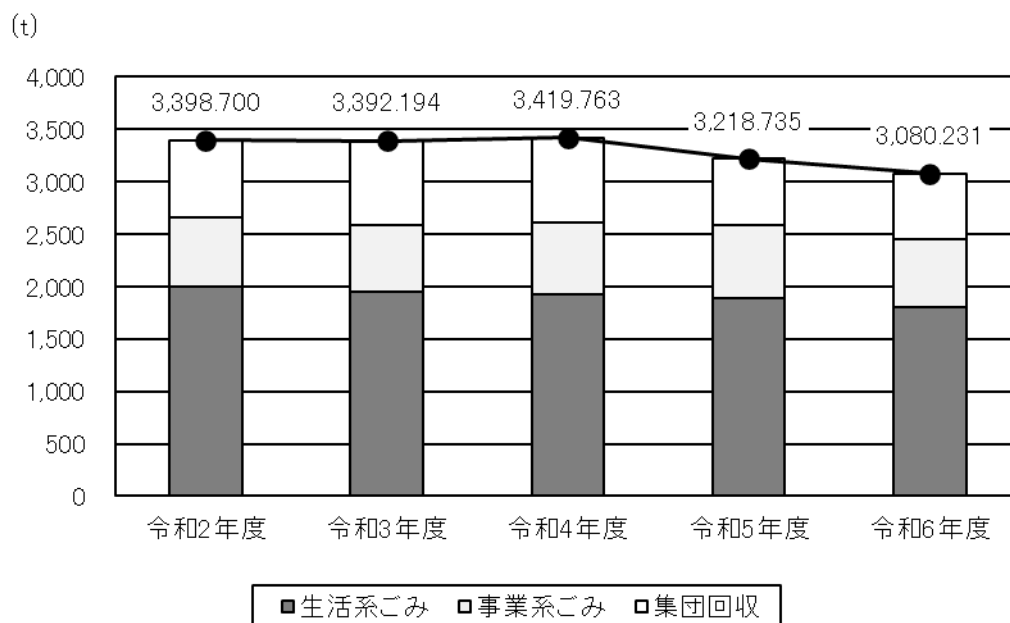


図2-2-3 ごみ総排出量の推移

表2-2-16 ごみ総排出量及びごみ総排出量原単位の推移

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岩泉町	人口	人	8,915	8,664	8,357	8,092	7,879
	ごみ総排出量	t	3,398.700	3,392.194	3,419.763	3,218.735	3,080.231
	生活系ごみ排出量	t	2,000.730	1,950.914	1,930.376	1,883.815	1,800.761
	事業系ごみ排出量	t	662.270	631.370	682.410	707.300	649.250
	集団回収量	t	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220
	ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,044.476	1,072.678	1,121.122	1,086.797	1,071.074
	生活系ごみ排出量原単位	g/人・日	614.857	616.917	632.847	636.065	626.170
	事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	203.526	199.652	223.719	238.818	225.761
集団回収量原単位	g/人・日	226.093	256.109	264.556	211.914	219.143	

2. 生活系ごみ排出量・集団回収量

岩泉町における過去5年間の生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移を、表2-2-17及び図2-2-4に示します。

岩泉町の令和6年度における生活系ごみ排出量は1,800.761t、集団回収量は630.220tであり、生活系と集団回収の合計値は、対令和2年度比で約11%減少しています。

表 2-2-17 生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活系ごみ	2,000.730	1,950.914	1,930.376	1,883.815	1,800.761
可燃ごみ	1,530.270	1,493.170	1,463.930	1,428.090	1,357.030
不燃ごみ	100.110	92.580	88.790	85.710	80.970
粗大ごみ	68.930	69.570	78.110	78.230	81.990
可燃性粗大ごみ	48.320	50.320	60.010	61.160	63.730
不燃性粗大ごみ	20.610	19.250	18.100	17.070	18.260
資源物	301.420	295.594	299.546	291.785	280.771
紙類	126.686	126.296	131.391	125.329	117.289
新聞紙	33.000	33.955	32.964	31.241	28.519
雑誌	37.065	34.368	34.767	31.608	29.320
ダンボール	38.197	39.912	44.650	43.863	41.218
飲料用紙パック	1.748	1.708	1.650	1.589	1.595
紙製容器包装	16.676	16.353	17.360	17.028	16.637
缶類	16.682	14.937	15.248	14.717	13.960
びん類(リターナル)	2.906	2.932	3.833	3.857	3.447
一升びん	2.284	2.326	3.163	3.115	2.886
ビールびん	0.622	0.606	0.670	0.742	0.561
びん類	84.576	79.590	76.954	74.419	71.084
無色びん	22.215	20.459	20.500	19.670	17.925
茶色びん	53.653	51.508	49.295	47.987	46.767
その他びん	8.708	7.623	7.159	6.762	6.392
プラ類	66.420	68.123	68.433	69.555	71.131
ペットボトル	27.099	28.477	28.414	29.879	29.347
プラスチック	39.321	39.646	40.019	39.676	41.784
有害ごみ	3.821	3.620	3.535	3.714	3.538
乾電池	3.380	3.270	3.178	3.417	3.235
蛍光管	0.436	0.350	0.355	0.295	0.300
体温計・血圧計	0.005	0.000	0.002	0.002	0.003
小型家電	0.329	0.096	0.152	0.194	0.322
集団回収	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220

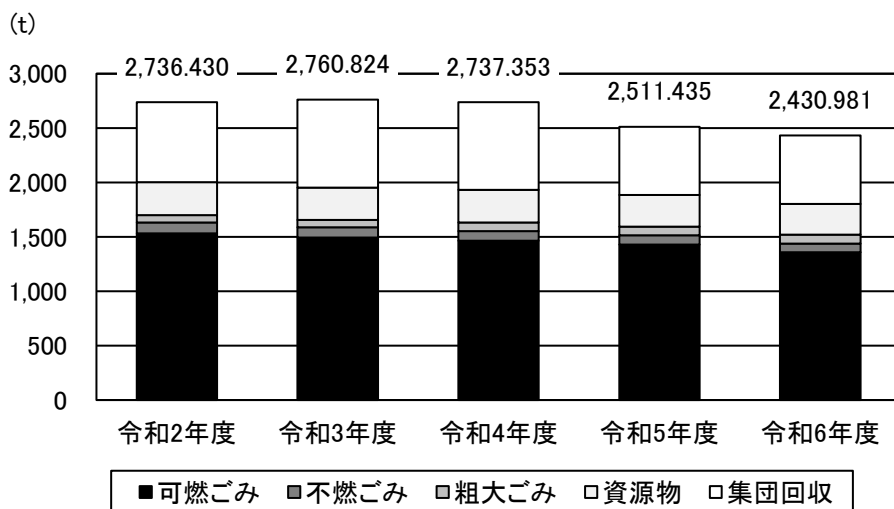


図 2-2-4 生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移

3. 事業系ごみ排出量

岩泉町における過去5年間の事業系ごみ排出量の推移を、表2-2-18及び図2-2-5に示します。

岩泉町の令和6年度における事業系ごみ排出量は649.250tで、対令和2年度比で約2%減少しています。

表2-2-18 事業系ごみ排出量の推移

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業系ごみ	662.270	631.370	682.410	707.300	649.250
可燃ごみ	611.060	596.380	647.280	676.650	619.180
不燃ごみ	6.780	4.010	12.610	4.480	5.080
粗大ごみ	30.040	18.400	10.190	13.310	12.890
可燃性粗大ごみ	27.550	16.460	8.370	11.890	11.320
不燃性粗大ごみ	2.490	1.940	1.820	1.420	1.570
資源物	14.390	12.580	12.330	12.860	12.100
紙類	0.000	0.000	0.050	0.000	0.000
新聞紙	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
雑誌	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ダンボール	0.000	0.000	0.050	0.000	0.000
飲料用紙パック	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
缶類	0.130	0.200	0.140	0.070	0.090
びん類(リターナル)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
一升びん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ビールびん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
びん類	9.210	8.080	8.240	8.340	7.730
無色びん	2.600	2.310	2.050	1.790	2.110
茶色びん	4.470	3.840	3.800	3.480	3.390
その他びん	2.140	1.930	2.390	3.070	2.230
プラ類	5.050	4.300	3.900	4.450	4.280
ペットボトル	5.050	4.300	3.900	4.450	4.280

(t)

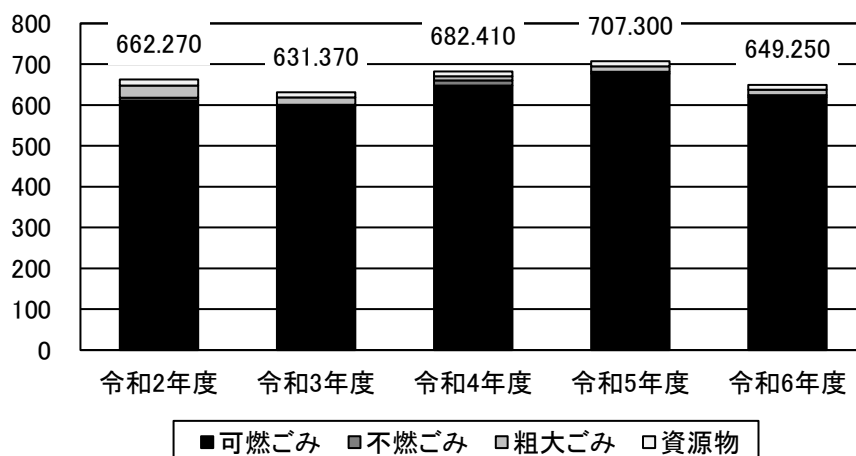


図2-2-5 事業系ごみ排出量の推移

4. 中間処理・資源化処理の現状

(1) 焼却施設

ア 焼却施設の処理実績

行政組合が保有する焼却施設の処理実績を表2-2-19及び図2-2-6に示します。

令和6年度における焼却処理量の内訳は、可燃ごみが74.7%と最も多く、過去5年間の推移としては減少傾向となっています。また、令和2年度には令和元年東日本台風由来の災害廃棄物1,037.700tを焼却処理しています。

また、焼却残渣量（焼却灰、不燃物、鉄分）の割合は、処理量の9%前後で推移しています。

表2-2-19 焼却施設の処理実績

単位：t					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理量	30,222.104	28,178.306	27,794.320	26,634.558	25,908.081
搬入量	21,895.491	21,221.980	20,658.180	20,004.300	19,376.370
可燃ごみ	21,843.440	21,180.470	20,621.260	19,964.200	19,345.510
公共下水道し渣	34.790	25.240	21.870	21.840	17.320
集落排水施設し渣	5.030	3.900	4.680	7.730	3.390
廃発泡スチロール	0.011	0.000	0.000	0.000	0.000
公衆浴場焼却灰	4.460	4.860	3.220	3.280	2.340
阻集器等回収油分	7.760	7.510	7.150	7.250	7.810
施設経由・発生ごみ	7,288.913	6,956.326	7,136.140	6,630.258	6,531.711
粗大ごみ破碎施設	1,562.673	1,506.356	1,610.850	1,538.558	1,598.011
汚泥混焼施設	5,562.510	5,302.570	5,382.400	4,932.580	4,817.030
宮古衛生処理センター	100.380	93.470	90.320	82.530	64.850
リサイクルセンター	33.890	33.750	33.080	33.620	23.860
一般廃棄物最終処分場	20.150	15.310	12.580	32.940	20.850
施設共通可燃ごみ	9.310	4.870	6.910	10.030	7.110
可燃系災害廃棄物(台風等受入分)	1,037.700	0.000	0.000	0.000	0.000
焼却残渣量	2,736.430	2,437.820	2,387.090	2,221.430	2,249.660
焼却灰	2,164.070	1,922.850	1,887.080	1,792.010	1,785.940
不燃物	506.730	434.560	418.490	366.210	388.830
鉄分	65.630	80.410	81.520	63.210	74.890

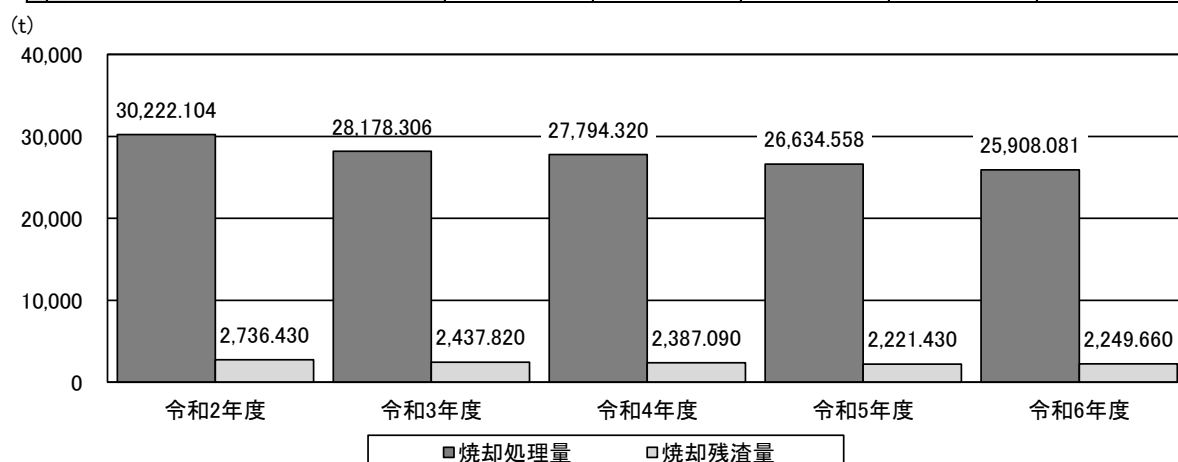


図2-2-6 焼却施設の処理実績

イ ごみ質

焼却施設では、年4回以上のごみ質調査等、維持管理に必要な各種分析・検査の実施が義務付けられています。過去5年間におけるごみ質分析結果を表2-2-20に、ごみ質分析結果の平均値を図2-2-7に示します。

令和6年度の構成比は、紙・布類が49.32%と最も多く、次いで合成樹脂類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他となっています。一方、ごみの三成分は、可燃分49.05%、水分が6.38%、灰分が4.57%となっています。また、単位体積重量は145.50kg/m³、低位発熱量実測値は10.625kJ/kgとなっています。

表2-2-20 ごみ質分析結果

項目 年度	紙・布類 (%)	合成樹脂類 (%)	木・竹・ワラ類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)	水分 (%)	可燃分 (%)	灰分 (%)	単位体積重量 (kg/m ³)	低位発熱量 (kJ/kg)
R2	48.10	32.81	8.94	8.36	1.27	0.52	46.53	47.58	5.89	183.67	9,888
R3	50.34	30.41	6.21	11.99	0.56	0.49	45.95	48.56	5.49	142.17	9,977
R4	52.39	26.85	7.49	11.74	0.89	0.64	46.95	47.77	5.28	140.17	9,767
R5	53.66	31.07	9.89	3.63	0.48	1.27	34.83	59.54	5.63	100.50	13,158
R6	49.32	31.22	12.10	5.35	1.54	0.47	46.38	49.05	4.57	145.50	10,625
最大値	53.66	32.81	12.1	11.99	1.54	1.27	46.95	59.54	5.89	183.67	13,158
最小値	48.1	26.85	6.21	3.63	0.48	0.47	34.83	47.58	4.57	100.50	9,767
平均値	50.76	30.47	8.93	8.21	0.95	0.68	44.13	50.50	5.37	142.40	10,683

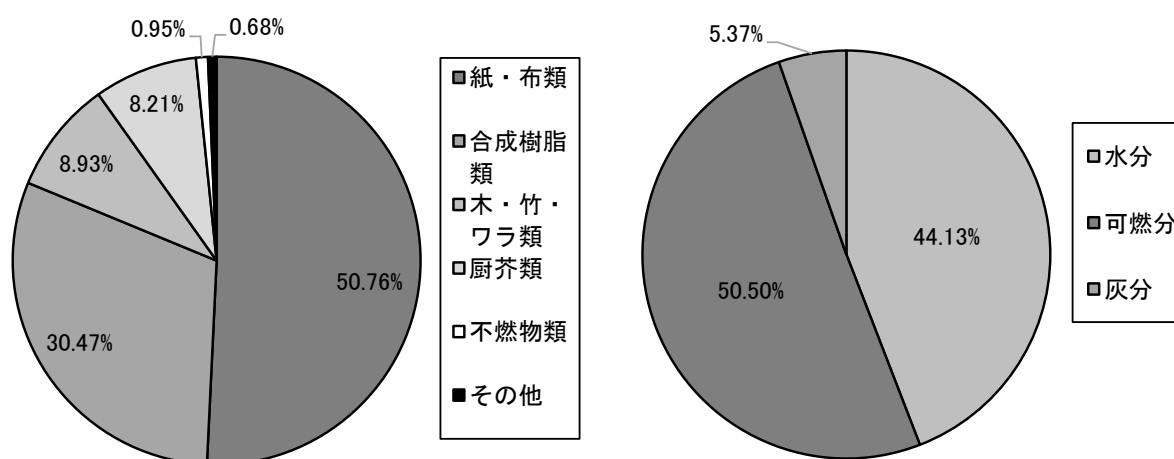


図2-2-7 ごみ質分析結果（平均値）

(2) リサイクルセンター

ア リサイクルセンターの処理実績

行政組合が保有する各リサイクルセンターの処理実績を表 2-2-21 に示します。

令和 6 年度における処理量の内訳は、みやこ広域リサイクルセンターが 42.6%と最も多く、過去 5 年間の推移としては全体的に減少傾向となっています。

表 2-2-21 各リサイクルセンターの処理実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理量	2,659.158	2,574.079	2,464.934	2,297.077	2,188.976
みやこ広域リサイクルセンター	1,089.377	1,042.498	1,009.418	973.763	931.737
缶類	150.847	141.257	134.070	123.595	118.530
びん類	671.391	633.988	609.313	582.267	554.366
無色びん	218.790	204.577	196.179	190.379	179.071
茶色びん	356.360	342.160	324.269	310.602	297.312
その他びん	96.241	87.251	88.865	81.286	77.983
プラ類	221.537	225.213	226.090	231.957	221.337
ペットボトル	221.537	225.213	226.090	231.957	221.337
有害ごみ	32.037	30.485	29.785	28.193	29.393
乾電池	26.643	26.010	25.857	24.472	25.474
蛍光管	5.370	4.460	3.916	3.705	3.887
体温計・血圧計	0.024	0.015	0.012	0.016	0.032
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	13.565	11.555	10.160	7.751	8.111
第2リサイクルセンター	431.155	422.485	420.527	410.932	417.325
紙類	145.336	140.158	140.159	138.018	132.926
紙製容器包装	145.336	140.158	140.159	138.018	132.926
プラスチック	285.819	282.327	280.368	272.914	284.399
資源物保管庫	1,137.929	1,108.477	1,034.558	911.800	839.275
紙類	1,103.681	1,077.983	1,005.270	884.569	815.039
新聞紙	449.312	453.033	414.680	353.248	319.045
雑誌	340.025	309.904	278.430	242.630	231.638
ダンボール	306.182	307.041	304.491	281.955	257.953
飲料用紙パック	8.162	8.005	7.669	6.736	6.403
びん類(リターナブル)	34.248	30.494	29.288	27.231	24.236
一升びん	28.461	25.119	24.409	22.753	20.667
ビールびん	5.787	5.375	4.879	4.478	3.569
再生品ストックヤード	0.697	0.619	0.431	0.582	0.639
再生品(引渡量)	0.697	0.619	0.431	0.582	0.639

イ 資源化量とリサイクル率

岩泉町における資源化量とリサイクル率を表2-2-22及び図2-2-8に示します。

令和6年度の資源化量は943.881tとなっており、過去5年間の推移としては減少傾向となっています。令和5年度におけるリサイクル率は29.6%であり、全国及び県のリサイクル率と比較すると高い値となっています。

表2-2-22 資源化量とリサイクル率

単位：t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ総排出量	3,398.700	3,392.194	3,419.763	3,218.735	3,080.231
資源化量 ^{※1}	1,083.554	1,141.730	1,140.221	951.495	943.881
資源物搬入量	315.810	308.174	311.876	304.645	292.871
うち処理残渣(－)	8.134	12.027	8.564	7.338	6.640
不燃有価物	39.310	34.970	29.380	26.210	27.060
再生品(引渡量)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
小型家電(ピックアップ回収)	0.868	0.703	0.552	0.358	0.370
集団回収	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220
リサイクル率	31.9%	33.7%	33.3%	29.6%	30.6%
リサイクル率(全国) ^{※2}	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	—
リサイクル率(岩手県) ^{※2}	17.5%	17.1%	16.8%	16.4%	—

※1 資源化量＝(資源物搬入量＋不燃有価物＋再生品(引渡量)＋小型家電(ピックアップ回収)＋集団回収)－処理残渣

※2 出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

(t)

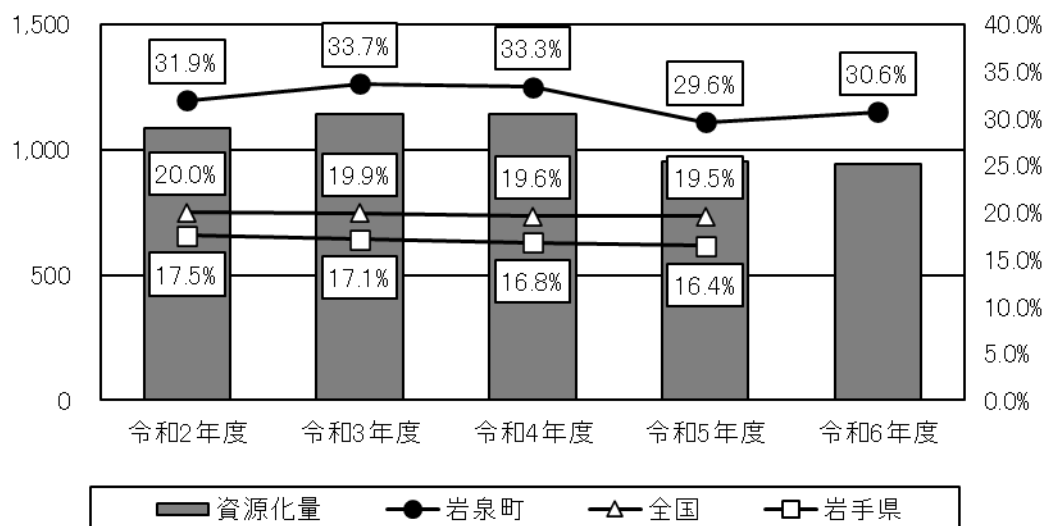


図2-2-8 資源化量とリサイクル率

(3) 埋立処分量

行政組合が保有する一般廃棄物埋立処分地への埋立処分実績を表2-2-23に示します。

令和6年度における最終処分量の内訳は、焼却処理後に発生する焼却残渣が最も多く、全体の7割程度を占めています。また、令和2年度には令和元年東日本台風由来の不燃系災害廃棄物1.980tを埋立処分しています。

不燃ごみや不燃性粗大ごみから回収した不燃有価物等の割合は、搬入量の20%前後で推移しています。

表2-2-23 埋立処分量の実績

単位：t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量※	3,820.549	3,535.498	3,485.409	3,246.232	3,212.380
搬入量	1,444.680	1,382.920	1,319.520	1,179.140	1,142.170
不燃ごみ	1,154.620	1,102.290	1,081.700	960.160	927.410
不燃性粗大ごみ	290.060	280.630	237.820	218.980	214.760
施設発生ごみ	2,768.404	2,488.760	2,434.817	2,297.480	2,310.319
宮古清掃センター	2,740.590	2,454.580	2,399.060	2,238.860	2,249.660
宮古衛生処理センター	26.210	26.920	30.880	51.350	51.460
リサイクルセンター	1.174	1.020	0.847	0.780	0.989
一般廃棄物最終処分場	0.000	5.800	3.500	6.000	7.770
施設共通不燃ごみ	0.430	0.440	0.530	0.490	0.440
不燃系災害廃棄物(台風等受入分)	1.980	0.000	0.000	0.000	0.000
搬出量	394.515	336.182	268.928	230.388	240.109
不燃有価物	386.700	329.980	264.330	227.490	237.050
再生品(引渡量)	0.000	0.005	0.041	0.000	0.000
小型家電(ピックアップ回収)	7.815	6.197	4.557	2.898	3.059
覆土量	1,260.781	1,166.714	1,150.185	1,071.257	1,060.085
年度末残余容量(m ³)	—	—	—	—	16,441

※最終処分量＝（搬入量＋施設発生ごみ＋不燃系災害廃棄物(台風等受入分)）－搬出量

5. ごみ処理に係る経費

構成市町村及び行政組合のごみ処理に係る経費を表 2-2-24 に示します。

環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査結果によると、ごみ処理経費は増加傾向を示しており、令和6年度のごみ処理経費は約 13.28 億円となっています。

また、人口 1 人当たり年間処理経費についても近年は増加傾向であり、令和6年度は 1 人当たり 17,305 円/人・年となっています。

表 2-2-24 ごみ処理に係る経費

単位：千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設・改良費	32,059	4,158	48,848	49,706	78,554
工事費	32,059	4,158	15,576	41,794	78,554
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	23,100	0	6,336	37,316	38,954
最終処分場	8,959	4,158	9,240	4,478	39,600
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	33,272	7,912	0
処理及び維持管理費	1,109,848	1,124,943	1,125,256	1,127,640	1,221,560
人件費	146,125	152,019	145,067	76,345	80,091
一般職	89,395	88,622	92,005	76,345	80,091
技能職					
収集運搬	56,730	63,397	53,062	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	235,890	253,376	244,135	268,219	333,498
収集運搬費	8,081	372	356	5	0
中間処理費	191,363	220,843	214,887	224,614	279,415
最終処分費	36,446	32,161	28,892	43,600	54,083
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	727,833	719,548	736,054	783,076	807,971
収集運搬費	434,655	433,500	429,150	465,050	512,660
中間処理費	219,236	210,430	220,078	221,755	217,929
最終処分費	73,942	75,618	86,826	96,271	77,382
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	26,298	12,511	39,514	28,556	27,592
合計	1,168,205	1,141,612	1,213,618	1,205,902	1,327,706
人口(人)	77,988	76,154	74,233	72,420	70,588
年間処理経費(千円/年)	1,109,848	1,124,943	1,125,256	1,127,640	1,221,560
人口1人当たり 年間処理経費(円/人・年)	14,231	14,772	15,158	15,571	17,305

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

第3章 ごみ処理の評価及び課題の抽出

第1節 ごみ処理の評価

1. 目標の達成状況

前計画の達成状況を表2-3-1及び図2-3-1から図2-3-3に示します。

令和6年度において、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は計画どおりに進捗していない状況にあります。

表2-3-1 前計画における各種目標値の達成状況

単位:g/人・日

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和7年度)
計画値	1人1日当たりのごみ排出量	843	826	810	793	777	760
	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	591	583	575	566	558	550
	リサイクル率	31.2%	31.5%	31.8%	32.2%	32.5%	32.8%
実績値	1人1日当たりのごみ排出量	818 (+25)	817 (-9)	857 (+47)	875 (+82)	852 (+75)	
	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	615 (+24)	617 (+34)	633 (+58)	636 (+70)	626 (-68)	
	リサイクル率	31.9% (-0.1)	33.7% (+2.2)	33.3% (+1.5)	29.6% (-2.6)	30.6% (-1.9)	

※1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの生活系ごみ量に集団回収は含まない。

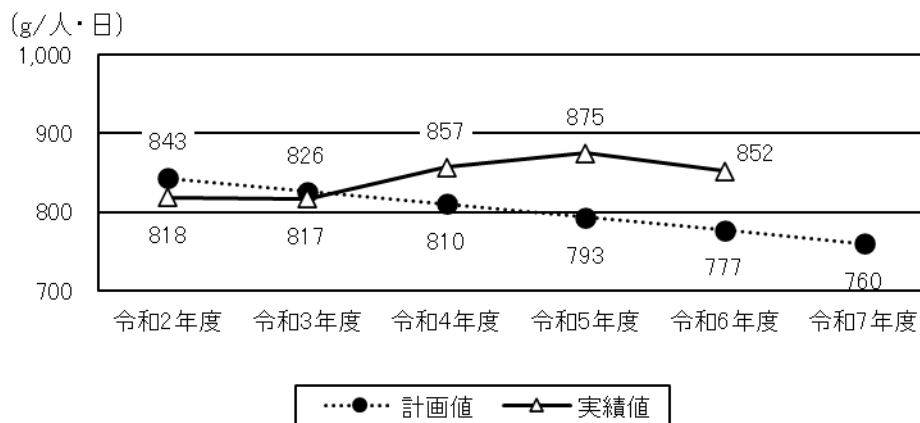


図2-3-1 前計画の達成状況 (1人1日当たりのごみ排出量)

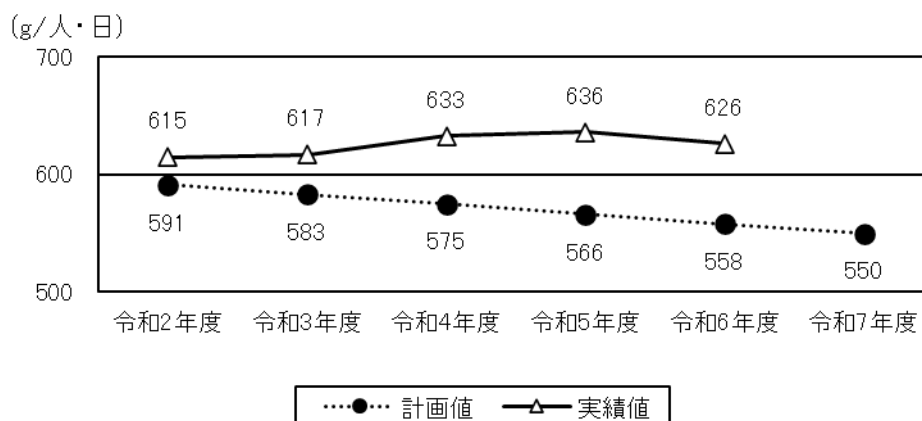


図 2-3-2 前計画の達成状況 (1人1日当たりの生活系ごみ量)

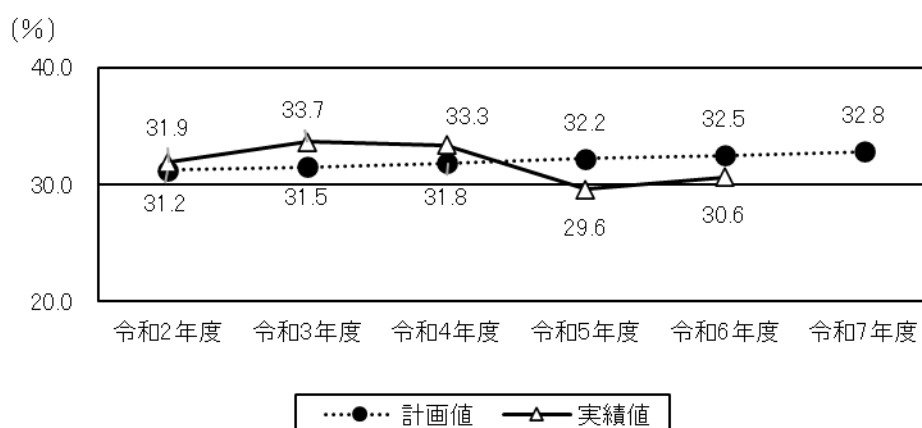


図 2-3-3 前計画の達成状況 (リサイクル率)

2. 類似市町村との比較評価結果

市町村の一般廃棄物処理事業の 3R 化を進めるためのガイドラインとして「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省、平成 19 年 6 月) (以下、「処理システムの指針」という。) が公表されています。処理システムの指針では、市町村は一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必要があるとされています。主な指標は、処理システムの指針に基づき、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口 1 人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」とします。

「指標値によるレーダーチャート」を用いて類似市町村との比較・評価を行った結果を、図 2-3-4 に示します。なお、レーダーチャートは数値が大きいほど良好な状態を示すようになっています。

岩泉町の評価結果は次のとおりです。

(1) 人口1人1日当たりごみ総排出量

人口1人1日当たりごみ総排出量 1.087kg/人・日は、類似市町村（平均値 0.907kg/人・日）と比べて高い値を示しています。

(2) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）29.6%は、類似市町村（平均値 14.5%）と比べて高い値を示しています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合 8.2%は、類似市町村（平均値 9.3%）と比べて低い値を示しています。

(4) 人口1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費 19,680 円/人・年は、類似市町村（平均値 20,556 円/人・年）と比べて低い値を示しています。

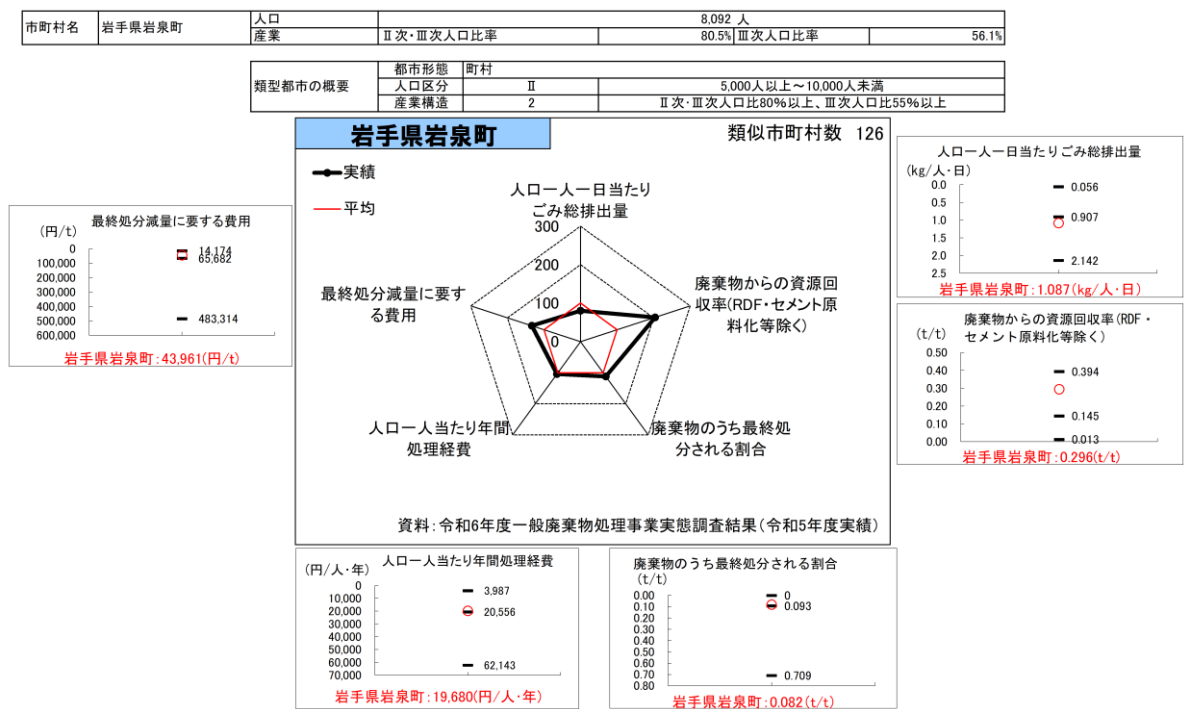
(5) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用 43,961 円/t は、類似市町村（平均値 65,682 円/t）と比べて低い値を示しています。

(6) 比較結果

類似市町村に比べて人口1人1日当たりごみ総排出量が多い中で資源回収率はかなり高いことから、減量化ではなく資源化に特化した状況であるといえます。また、ごみ処理経費は類似市町村と比較して低い値を示していることから、ごみ処理に係る費用は抑えられています。

標準的な指標1（指標値によるレーダーチャート）



出典：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省）

図 2-3-4 類似市町村との比較・評価

第 2 節 ごみ処理の課題

1. 減量化・資源化の課題

指針となる目標値は、基本的な方針では 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を約 478g、第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）では県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 465g、県民 1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量を 271g としています。

岩泉町における令和 6 年度現在の生活系ごみ排出量（集団回収量を含まない）は 626g/人・日、事業系ごみ排出量は 226g/人・日となっており、事業系ごみ排出量を除いて国、県の目標に対して乖離していることから、改善が求められます。

以上のことから、広報、啓発活動や各種施策等を通じ、ごみ総排出量原単位の削減に努める必要があります。

2. 中間処理の課題

行政組合の焼却施設は平成 6 年度に竣工し、平成 29 年 3 月に基幹的設備改良工事を完了しています。一方でリサイクルセンターについては、みやこ広域リサイクルセンターが平成 13 年度の竣工から令和 7 年度で稼働 25 年目となります。一般廃棄物処理施設の耐用年数は一般的に 25 年～30 年が目安とされていることから、引き続き適切な維持管理を行いつつ、施設の長期使用に向けた対策を講じる必要があります。また、施設の老朽化が進んでいることから、将来的な施設の更新については適切な時期を見据えた検討を進める必要があります。

3. 最終処分の課題

行政組合の保有する一般廃棄物最終処分場は、昭和 60 年からの供用となっています。令和 6 年度末時点で残余容量は 16,441m³ となっており、ここ数年の埋立実績から推計すると令和 10 年度中に満量となる見込みです。そのため、現在一般廃棄物第 2 最終処分場整備事業を進めていることから、対象事業を適切に進めていく必要があります。

また、処分場を延命する観点からも、ごみ排出量の抑制や資源化を行うとともに、今後も環境保全に留意しつつ適正な維持管理を行う必要があります。

4. 災害廃棄物処理の課題

岩泉町及び行政組合では、直近で令和元年東日本台風由来の災害廃棄物を処理した経験があります。災害発生時は、岩泉町が定めた災害廃棄物処理計画に基づき、行政組合と連携し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する必要があります。

第4章 将来ごみ量の予測

第1節 人口の将来値設定

岩泉町における人口の将来予測を表2-4-1及び図2-4-1に示します。

令和6年度現在の岩泉町の人口は7,879人となっていますが、令和6年度以降も減少し、計画目標年度である令和22年度では、6,126人と予測されます。

表2-4-1 人口の将来予測

年度		岩泉町
実績	R2	8,915
	R3	8,664
	R4	8,357
	R5	8,092
	R6	7,879
予測	R7	7,669
	R8	7,555
	R9	7,443
	R10	7,332
	R11	7,223
	R12	7,115
	R13	7,010
	R14	6,905
	R15	6,803
	R16	6,702
	R17	6,602
	R18	6,504
	R19	6,407
	R20	6,312
	R21	6,218
	R22	6,126

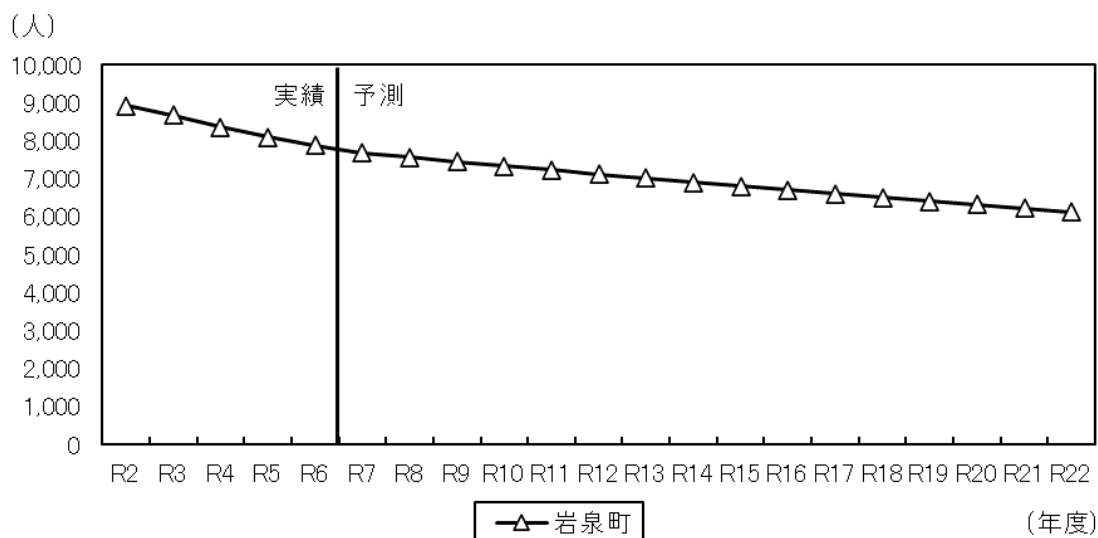


図2-4-1 人口の将来予測

第 2 節 ごみ量の将来予測

現状施策のまま推移した場合（新たな減量施策を実施しない場合）におけるごみ量の将来予測結果を表 2-4-2 及び図 2-4-2 に示します。

岩泉町においては、計画目標年度である令和 22 年度予測値は 2,612t となっており、令和 6 年度実績値 3,080.231t に対し、468t 程度（約 15%）減少する見込みとなっています。

表 2-4-2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

項目	実績					予測				単位:t
						計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度	
	—					前期	中期	後期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
岩泉町	3,398.700	3,392.194	3,419.763	3,218.735	3,080.231	3,063	2,923	2,768	2,612	
生活系ごみ	2,000.730	1,950.914	1,930.376	1,883.815	1,800.761	1,743	1,641	1,527	1,413	
事業系ごみ	662.270	631.370	682.410	707.300	649.250	680	680	680	680	
集団回収	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220	640	602	561	519	

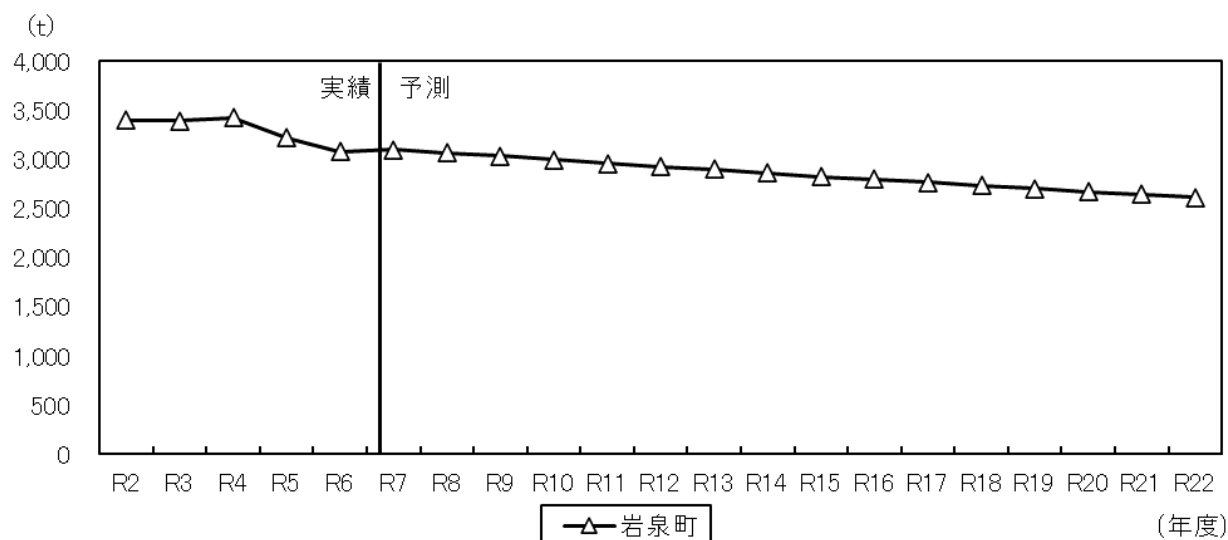


図 2-4-2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

第 5 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針は、前計画と同様に、以下のとおりとします。

基本理念 資源循環型社会の形成

方針 1 4Rの推進によるごみの減量・資源化の促進

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進による普及啓発などを通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となつてごみの分別徹底などを推進し、ごみの減量化や資源化を図ります。

方針 2 ごみの適正処理の推進

4Rを推進したうえで最終的に排出されるごみの処理処分は、ごみの量・質などの変化に応じ、収集運搬、中間処理及び最終処分を効率的で効果的に行います。また、安全かつ安定した適正な処理処分を行うとともに、環境負荷の低減も図ります。

方針 3 計画的な施設整備の推進

一般廃棄物最終処分場においては、引き続き適正な維持管理と、一般廃棄物第2最終処分場整備に向けて、対象事業を適切に進めていきます。また、汚泥混焼施設やみやこ広域リサイクルセンター等の施設の老朽化が進んでいることから、持続可能な適正処理の確保に向け、計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

なお、宮古清掃センターについては、適正な運転を継続しながら、令和 20 年度を目途に建て替えを検討します。

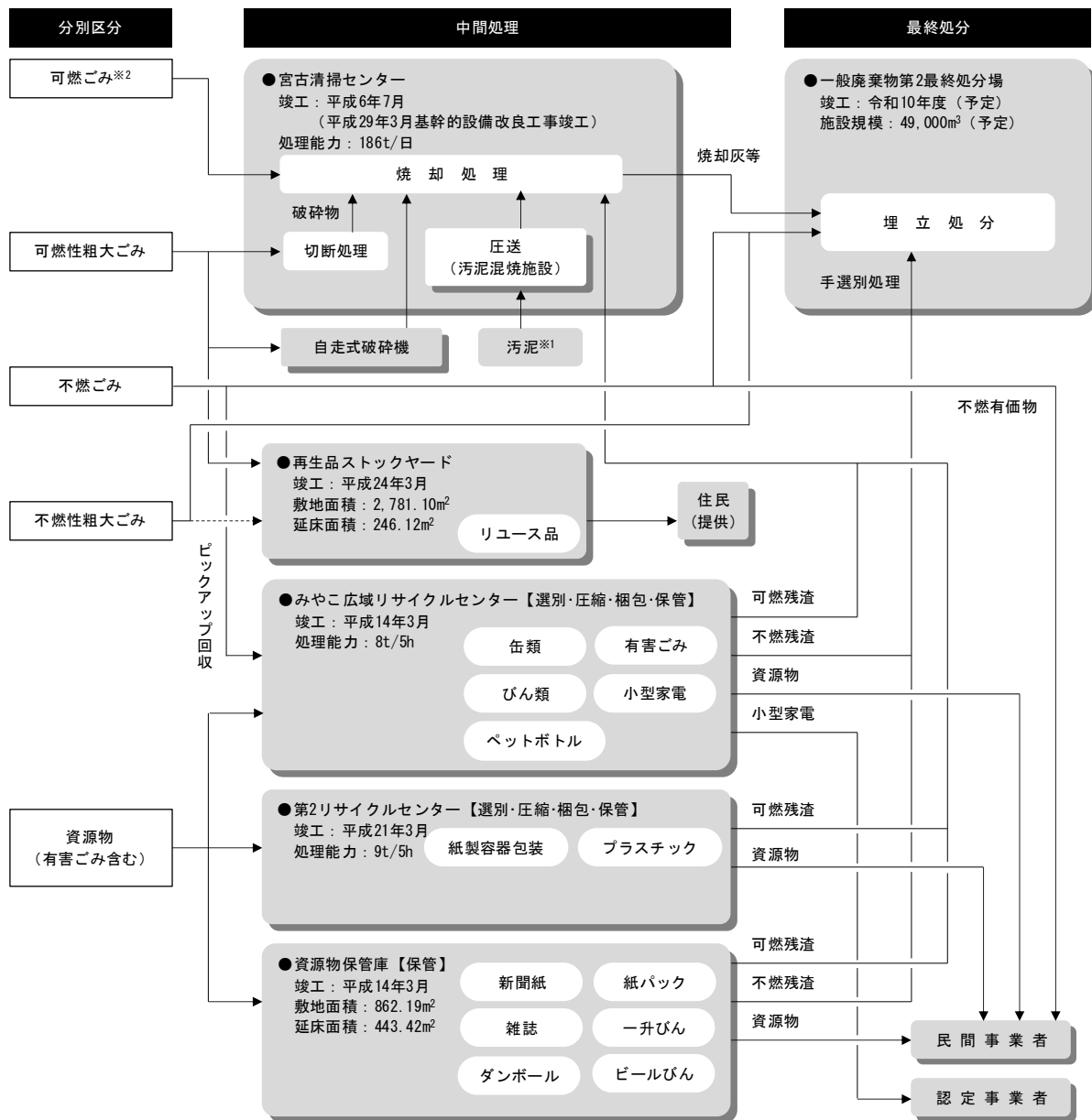
方針 4 災害時における構成市町村等との連携強化

東日本大震災や平成 28 年台風第 10 号、令和元年東日本台風を踏まえ、災害時における処理処分は、国、県及び行政組合と連携を強化し、処理体制の構築を図ります。

第 2 節 将来のごみ処理の流れ

計画目標年度である令和 22 年度におけるごみの処理・処分の流れを図 2-5-1 に示します。

なお、令和 20 年度を目途に焼却施設の建て替えを検討していますが、現時点では詳細が決まっていないため、本計画の見直しと併せて適宜更新することとします。



※1: 搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥

※2: 特定産業廃棄物 (下水道汚泥 (スクリーンカス含む)、廃油 (阻集器回収油分に限る)、廃プラ (発泡スチロール製の箱状容器に限る)、燃え殻 (公衆浴場から生じたものに限る)) 含む

図 2-5-1 ごみ処理・処分の主な流れ (令和 22 年度)

第 3 節 数値目標の設定

岩泉町では、基本理念である「資源循環型社会の形成」を目指すため、数値目標を表 2-5-1 に、数値目標の推移を図 2-5-1 から図 2-5-3 に定めました。

指標は前計画と同様に、①1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収を除く）、②1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収を除く）、③リサイクル率とします。

計画目標年度である令和 22 年度における①1 人 1 日当たりのごみ排出量は 760g/人・日、②1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は 550g/人・日、③リサイクル率は 32.8%を目標とします。

表 2-5-1 数値目標

指標		数値目標(R22)	現状(R6)	
目 標	①	1 人 1 日当たりのごみ排出量 ※集団回収を除く	760 g	852 g
	②	1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量 ※集団回収を除く	550 g	626 g
	③	リサイクル率	32.8 %	30.6 %

(g/人・日)

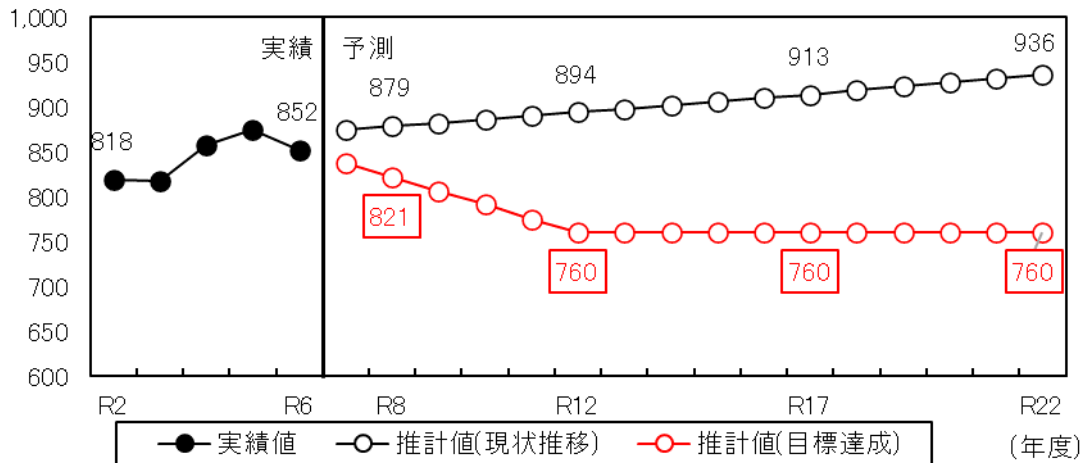


図2-5-1 1人1日当たりのごみ排出量 (指標①)

(g/人・日)

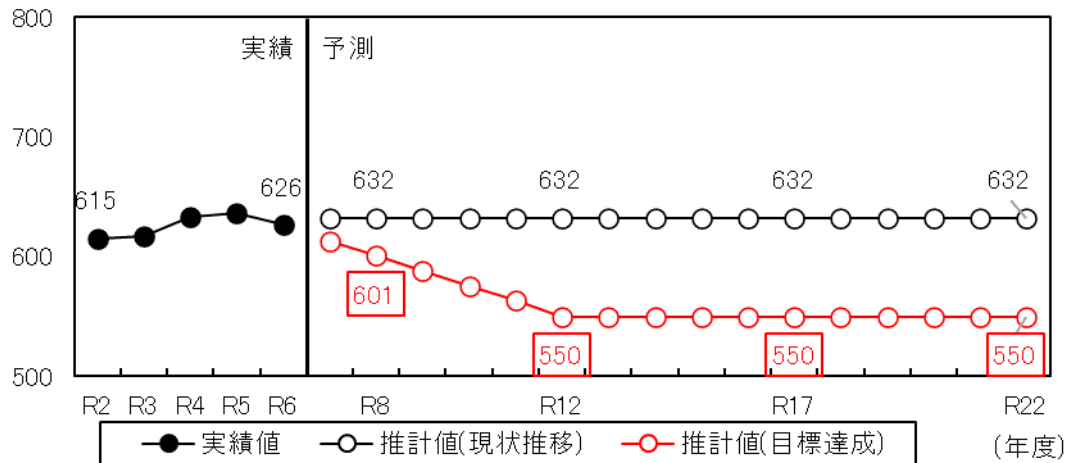


図2-5-2 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (指標②)

(g/人・日)

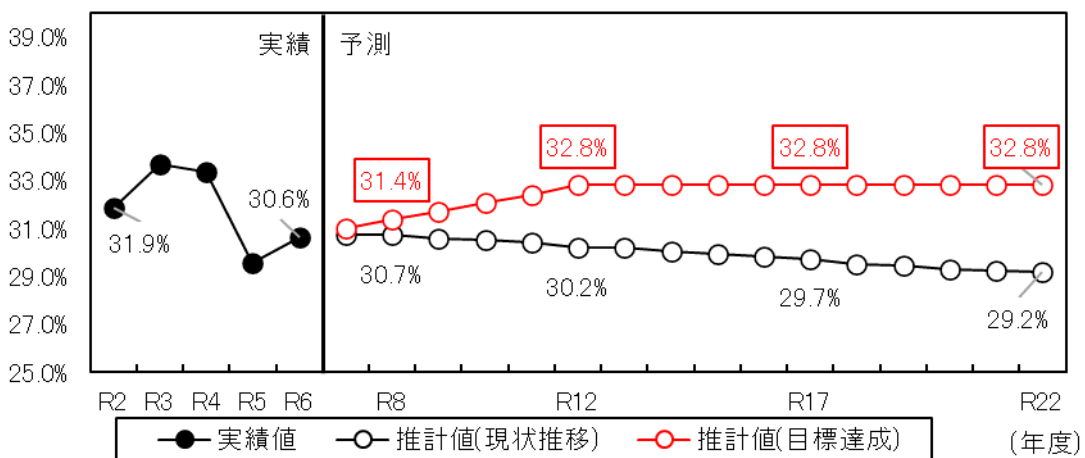


図2-5-3 リサイクル率 (指標③)

第 4 節 目標達成のための将来ごみ量の設定

前項の目標達成に向けた施策を実施した場合におけるごみ量の将来予測結果を表 2-5-2 及び図 2-5-5 に示します。

岩泉町においては、計画目標年度である令和 22 年度予測値は 2,218t となっており、令和 6 年度実績値 3,080.231t に対し、862t 程度（約 28%）減少する計画となっています。

表 2-5-2 ごみ量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

項目	実績					予測				単位:t
						計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度	
	—	前期	中期	後期						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
岩泉町	3,398.700	3,392.194	3,419.763	3,218.735	3,080.231	2,904	2,576	2,397	2,218	
生活系ごみ	2,000.730	1,950.914	1,930.376	1,883.815	1,800.761	1,657	1,428	1,329	1,230	
事業系ごみ	662.270	631.370	682.410	707.300	649.250	607	546	507	469	
集団回収	735.700	809.910	806.977	627.620	630.220	640	602	561	519	

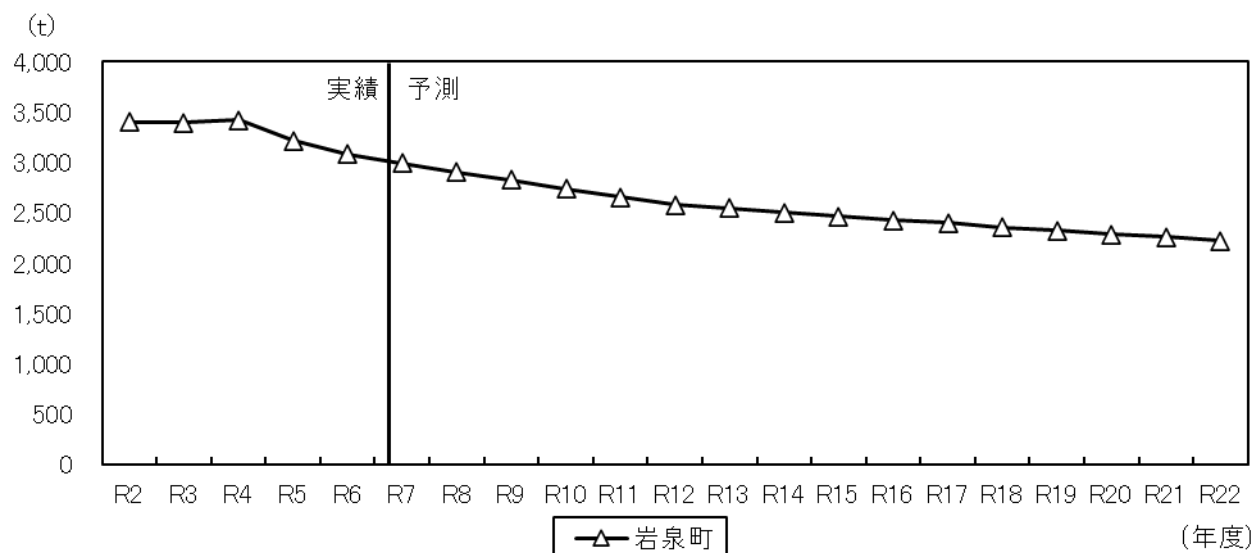


図 2-5-5 ごみ量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

第 5 節 目標達成のための施策

1. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) 生活系ごみの排出抑制・資源化

ア 生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化【行政・住民】

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約 8 割が水分と言われている。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成 21 年度より構成市町村で実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底していきます。

イ 分別の徹底【行政・住民】

分別の徹底に当たっては、分別方法について住民に理解してもらうことが重要です。

そのため、分別方法等についての子供や高齢者にも分かりやすいマニュアルの作成や分別の状況、効果などをホームページ等に掲載するなど、広報活動を積極的に行うことで、住民の分別意識の向上を図ります。

ウ 集団回収の推進【行政・住民】

集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施していきます。

エ 生活系ごみの有料化の検討【行政・住民】

平成 9 年 10 月 1 日（平成 16 年 7 月 1 日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、今後も必要に応じて見直しを検討するとともに、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討します。

なお、検討に当たっては、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行います。

オ 資源回収業者の確保【行政・住民】

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

カ 再資源化収集品目の拡大【行政・住民】

平成 27 年 4 月から開始した使用済み小型家電や令和 6 年 4 月から開始したプラスチック使用製品廃棄物の回収について、回収品目等を周知徹底していきます。

その他、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討します。

キ リユースの継続・推進【行政・住民】

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみから再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進していきます。

(2) 事業系ごみの排出抑制・資源化

ア 排出者責任の徹底【行政・事業者】

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

イ 事業系ごみの適正処理の推進【行政・事業者】

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう行政組合と連携し、監視・指導を徹底します。

また、行政組合では、処理施設での積載物の検査を引き続き実施するなど、産業廃棄物の不適正な処理や受入基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進します。

ウ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導【行政・事業者】

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、岩泉町において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。また、それ以外の事業者についても、必要に応じて、分別・減量資源化を促します。

エ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進【行政・事業者】

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をするなど、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

また、小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

オ 適正な手数料の徴収【行政・事業者】

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収していきます。

カ 公共施設における減量化の推進【行政】

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組みます。

(3) 普及・啓発事業【行政・住民】

ア パートナーシップの形成

構成市町村別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を共有し、本地域全体の住民サービスの向上に努めます。

また、岩泉町においては、環境審議会、環境巡視員及びリサイクル推進員の取り組みを継続し、住民と協働して、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、清潔できれいな街づくりを推進します。

イ 住民・事業者への情報提供及び意識啓発【行政・住民・事業者】

住民及び事業者に対し、ごみ量や処理・処分施設の稼働状況といった基本情報に加え、ごみの収集から処分までにかかるコストや環境負荷、ごみ減量に関するイベントなど、多岐にわたる情報をホームページ等でわかりやすく提供していきます。また、これらの情報提供と併せて、ごみ問題への関心や4Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発を実施します。

ウ 環境にやさしい買い物の普及促進【行政・住民】

商品購入時におけるマイバッグ持参運動や詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、製品などの環境にやさしい商品の購入といった4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努めます。

エ 環境教育・環境学習の推進【行政・住民】

小学生等の若い世代に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がるとともに、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。

岩泉町においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取組を推進します。

また、行政組合では、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応していきます。

(4) 個別に進めるごみ減量・資源化計画

事業系ごみ排出量原単位が増加傾向にあることから、事業者に対する適正処理の推進や減量化指導を積極的に実施し、事業系ごみの減量を図ります。

2. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別収集の基本的な考え方

ア 生活系ごみ

一般廃棄物の標準的な分別収集区分を表 2-5-3 に示します。

岩泉町の分別収集区分は、処理システムの指針で示されている標準的な分別収集区分のうち、類型Ⅱに該当します。

本計画では、現状の分別区分を継続することとします。

表 2-5-3 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と岩泉町の適合状況

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○
	①-2 ガラスびん	○	○	○
	①-3 ペットボトル	○	○	○
	①-4 プラ製容器包装	—	○	○
	①-5 紙製容器包装	—	○	○
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収含む）		○	○	○
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		—	—	○
④小型家電		—	○ ^{※1}	○
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		○	○	○
⑥燃やさないごみ		○	○	○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○ ^{※2}	○
⑧粗大ごみ		○	○	○

※1 公共施設でのボックス回収及び不燃ごみからのピックアップ回収を実施。

※2 有害ごみを指す。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、従業員の個人消費による缶・びん・ペットボトルの資源物及び特定産業廃棄物を収集しており、現状の分別区分を継続することとします。

(2) 今後のごみの分別区分

岩泉町における令和8年度以降のごみの分別区分を表2-5-4に示します。

表2-5-4 ごみの分別区分（令和8年度以降）

分別区分		具体例
燃やせるごみ(可燃ごみ)		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴
燃やせないごみ(不燃ごみ)		ガラス類・金属類・陶器類等
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等
資源物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル
	缶類	スチール缶・アルミ缶
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類
	プラスチック	プラ製容器包装(ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類)、製品プラスチック(バケツやハンガー等プラスチック100%のもの)
	有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等

3. ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

岩泉町における令和8年度以降の収集運搬計画を表2-5-5に、収集運搬に係る施策をアからカに示します。

ごみの収集運搬は、市町村が引き続き主体となり行います。

なお、収集運搬計画の見直しを適宜実施していくこととします。

表2-5-5 ごみの収集運搬計画（令和8年度以降）

地域	収集頻度				収集方式	収集車両
	可燃	不燃	粗大	資源		
岩泉町	2回/週	2回/月	2回/年	4回/月	ステーション方式 粗大: 拠点回収	機械車 平ボディ

※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

ア 排出場所の適正管理

生活系ごみの排出場所の設置、移動、廃止は、岩泉町が地区の要望を受け、収集効率等を考慮したうえで設置場所の適否を判断し、利用者（住民や自治会）が整備するものとします。排出場所は、利用者により清潔と美観を保持するよう協力を要請します。

イ ごみの収集運搬体制

住民及び事業者と密接な関わりを必要とする、ごみの分別排出、収集・運搬に関する事務事業は、岩泉町が主体的な取り組みを図るものとします。

ごみの排出場所、積載量、収集回数、収集ルート、収集車両及び人員、将来排出予測量等を考慮し、適切で効率的な収集運搬体制を随時検討します。

ウ 収集サービスの向上

高齢者やハンディのある方のごみ出しを支援するなど、住民のニーズに対応した収集サービスの実施を検討します。

また、住民と直接接点のある収集職員との情報交換及び情報共有により、収集現場における住民のニーズの把握に努め、収集サービスの向上を目指します。

エ 収集運搬従事者に対する指導等

ごみの収集運搬に従事する作業員に対し一般廃棄物収集運搬従事者講習会を開催するなど、収集運搬の適正な実施と作業時の安全・衛生の確保並びに交通事故防止等に関する教育、指導を行います。

また、事業系ごみの収集を実施している許可業者に対し、施設へ搬入する際は受入基準を満足するよう指導等を実施します。

オ 低公害収集車両導入の促進

収集委託業者や事業者がごみの収集運搬に使用する車両に対して、環境にやさしい低公害車の導入を促進します。低公害車の導入に当たっては、低公害車の種類ごとの費用対効果や環境への影響等を考慮した上で、岩泉町に適した低公害収集車両の導入を検討していきます。

カ 収集不適ごみに対する適正排出の徹底

分別の不備や処理困難物等の収集できないごみの排出があった場合には、「ルール違反ごみシール」や「分別啓発シール」などを貼り、適正排出を徹底するとともに、住民に重点的な指導や啓発が出来るよう、リサイクル推進員及び収集職員に対し、教育・指導を行います。

(2) 中間処理計画

ごみの中間処理は、引き続き行政組合が主体となり行います。
行政組合における中間処理計画を表2-5-6及び表2-5-7に示します。

ア 焼却施設及びリサイクルセンターの適切な維持管理

各中間処理施設は、適切な維持管理や補修等を行っており、現段階では施設の運転管理に支障は生じていないことから、今後も適切な維持管理を継続し、ストックマネジメントの向上に努めます。

イ 次期焼却施設の整備

宮古清掃センターは基幹的設備改良工事を終了して更なる使用が可能になるよう対応していますが、施設全体としては経年使用による影響も大きいことから、次期ごみ処理施設の整備に向けた検討を進めます。

表2-5-6 中間処理計画（焼却施設）（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位:t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
		令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
焼却処理量	25,908.081	24,017	20,902	18,845	16,909
搬入量	19,376.370	17,736	15,096	13,508	12,010
可燃ごみ	19,345.510	17,704	15,065	13,479	11,982
公共下水道し渣	17.320	18	17	16	15
集落排水施設し渣	3.390	3	3	2	2
廃発泡スチロール	0.000	0	0	0	0
公衆浴場焼却灰	2.340	3	3	3	3
阻集器等回収油分	7.810	8	8	8	8
施設経由・発生ごみ	6,531.711	6,281	5,806	5,337	4,899
粗大ごみ破砕施設	1,598.011	1,428	1,250	1,115	990
汚泥混焼施設	4,817.030	4,717	4,418	4,089	3,782
宮古衛生処理センター	64.850	76	73	71	69
リサイクルセンター	23.860	30	35	32	28
一般廃棄物最終処分場	20.850	22	22	22	22
施設共通可燃ごみ	7.110	8	8	8	8
可燃系災害廃棄物(台風等受入分)	0.000				
焼却残渣量	2,249.660	2,051	1,784	1,608	1,443
焼却灰	1,785.940	1,634	1,422	1,282	1,150
不燃物	388.830	351	305	275	247
鉄分	74.890	66	57	51	46

表 2-5-7 中間処理計画（リサイクルセンター）（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
		令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
処理量	2,188.976	2,377	2,718	2,428	2,162
みやこ広域リサイクルセンター	931.737	972	1,082	965	863
缶類	118.530	128	146	130	116
びん類	554.366	583	652	581	516
無色びん	179.071	191	216	190	171
茶色びん	297.312	310	345	310	276
その他びん	77.983	82	91	81	69
プラ類	221.337	225	245	218	199
ペットボトル	221.337	225	245	218	199
有害ごみ	29.393	30	33	31	27
乾電池	25.474	26	29	27	24
蛍光管	3.887	4	4	4	3
体温計・血圧計	0.032	0	0	0	0
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	8.111	6	6	5	5
第2リサイクルセンター	417.325	439	524	465	414
紙類	132.926	144	173	152	136
紙製容器包装	132.926	144	173	152	136
プラスチック	284.399	295	351	313	278
資源物保管庫	839.275	965	1,112	998	885
紙類	815.039	938	1,082	971	861
新聞紙	319.045	390	465	417	371
雑誌	231.638	256	287	256	226
ダンボール	257.953	286	323	291	258
飲料用紙パック	6.403	6	7	7	6
びん類(リターナブル)	24.236	27	30	27	24
一升びん	20.667	23	26	24	21
ビールびん	3.569	4	4	3	3
再生品ストックヤード	0.639	1	0	0	0
再生品(引渡量)	0.639	1	0	0	0

(3) 最終処分計画

ごみの最終処分は、引き続き行政組合が主体となり行います。
行政組合における最終処分を表2-5-8に示します。

ア 一般廃棄物第2最終処分場の整備

行政組合では、現在一般廃棄物第2最終処分場の整備事業を進めており、令和10年度内の供用開始を目指して対象事業を適切に進めていきます。

イ 最終処分場の適切な維持管理

令和10年度中に埋立満量が見込まれている一般廃棄物最終処分場及び現在整備事業を進めている第2最終処分場について、今後も行政組合が責任を持って適切に維持管理を行っていきます。

ウ 埋立対象物の減量

行政組合では、不燃ごみから小型家電や不燃有価物を回収し、処理段階での資源化を推進します。

表2-5-8 最終処分計画（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
		令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
最終処分量※	3,212.380	2,990	2,622	2,361	2,120
搬入量	1,142.170	1,098	972	869	774
不燃ごみ	927.410	896	789	706	628
不燃性粗大ごみ	214.760	202	183	163	146
施設発生ごみ	2,310.319	2,112	1,845	1,668	1,503
宮古清掃センター	2,249.660	2,061	1,794	1,618	1,453
宮古衛生処理センター	51.460	44	44	43	43
リサイクルセンター	0.989	1	1	1	1
一般廃棄物最終処分場	7.770	6	6	6	6
施設共通不燃ごみ	0.440	0	0	0	0
不燃系災害廃棄物(台風等受入分)	0.000				
搬出量	240.109	220	195	176	157
不燃有価物	237.050	218	193	174	155
再生品(引渡量)	0.000				
小型家電(ピックアップ回収)	3.059	2	2	2	2
覆土量	1,060.085	987	865	779	700

※最終処分量 = (搬入量 + 施設発生ごみ + 不燃系災害廃棄物(台風等受入分)) - 搬出量

第 6 節 その他関連計画

1. 漁業系廃棄物の処理

漁業系廃棄物は、構成市町村が連名で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画（令和6年4月）」に基づき処理を行います。

2. 災害廃棄物への対応

災害発生時は、岩泉町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、行政組合と連携し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、環境衛生の確保を図ります。

また、ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物の発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」により周辺自治体に協力を要請し、処理ルート of 確保を図ります。

3. 不法投棄防止の推進

県、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けてパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図ります。

4. 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、構成市町村が連名で定めた「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画（令和元年12月）」に基づき処理を行います。

5. 適正処理困難物

特別管理一般廃棄物等の適正処理困難物については、排出者が購入店や専門業者に処理を依頼することとします。

6. 岩泉町の共同事務のあり方の検討

岩泉町と行政組合との共同事務のあり方を協議していきます。

第 3 編 生活排水処理基本計画編

第 1 章 生活排水処理の現況

第 1 節 生活排水の処理体系

令和 6 年度における本地域の生活排水処理体系を図 3-1-1 に示します。

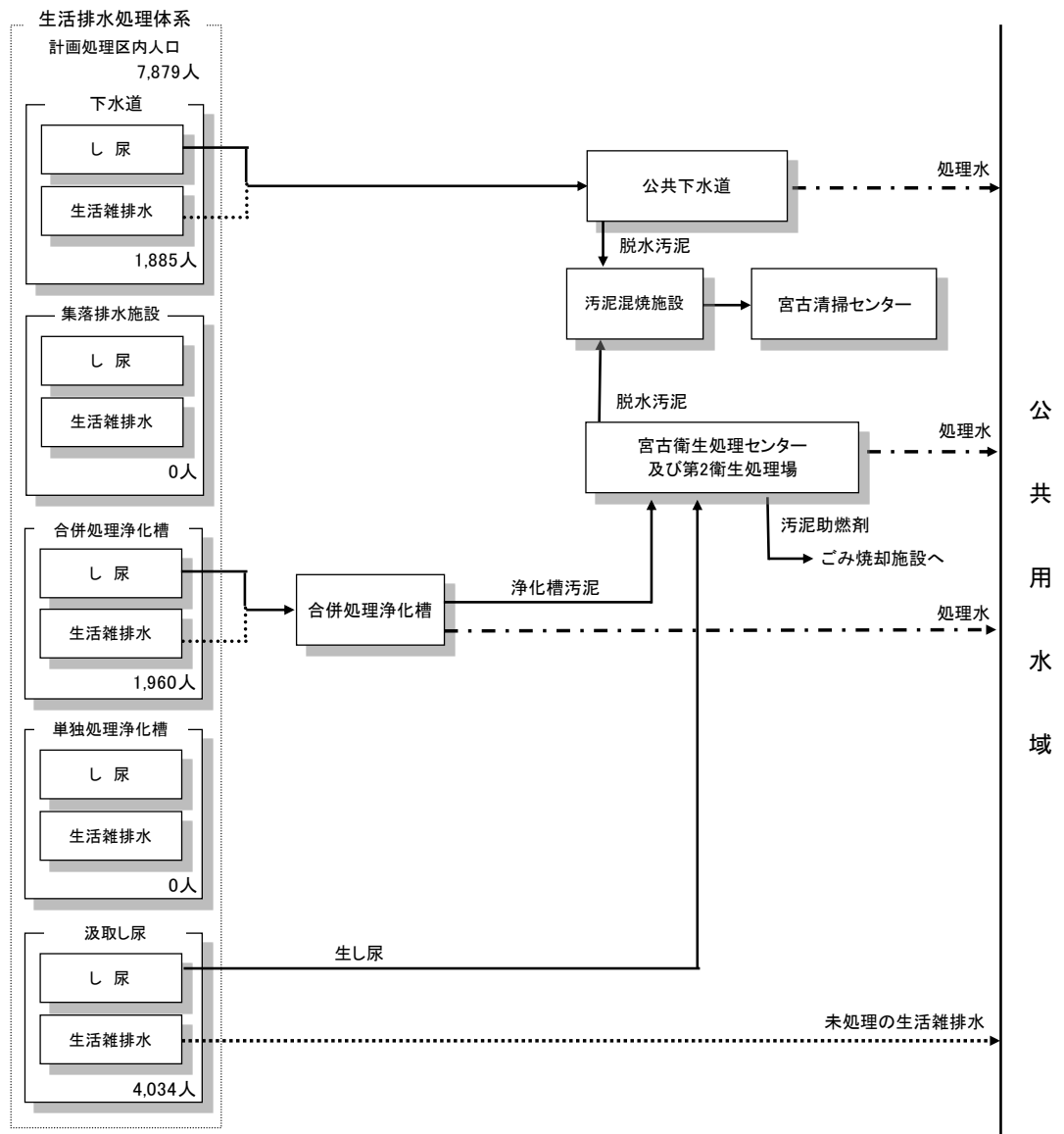


図 3-1-1 生活排水処理体系 (令和 6 年度)

第 2 節 生活排水の排出状況

過去 5 年の本地域の生活排水処理形態別人口の実績を表 3-1-1 及び図 3-1-2 に示します。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口

単位：人(10月1日現在)

項目	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口	8,915	8,664	8,357	8,092	7,879
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,943	3,879	3,918	3,786	3,845
(1)合併処理浄化槽人口	1,972	1,948	1,986	1,868	1,960
(2)下水道人口	1,971	1,931	1,932	1,918	1,885
(3)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(4)集落排水施設人口	0	0	0	0	0
うち浄化槽処理人口	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	4,972	4,785	4,439	4,306	4,034
(1)汲取り尿人口	4,972	4,785	4,439	4,306	4,034
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0

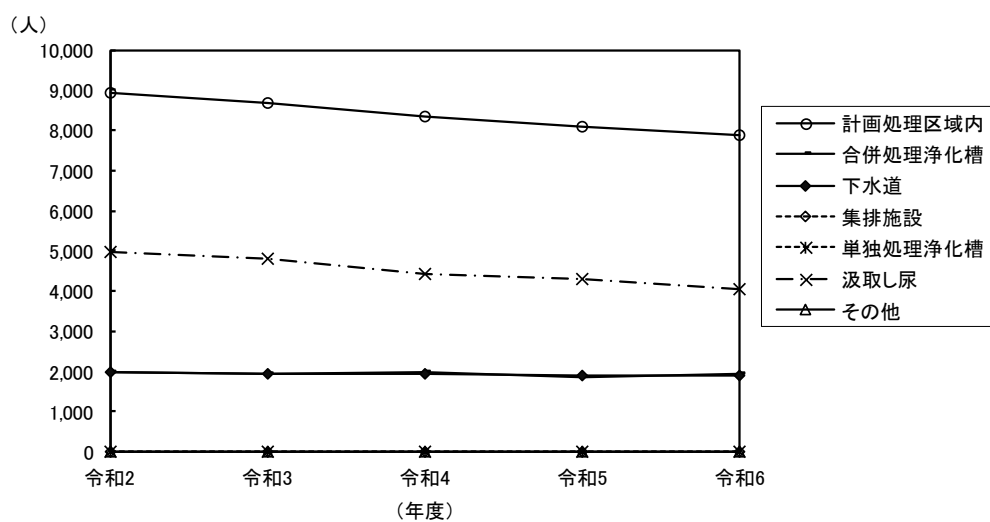


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口

第 3 節 生活排水の処理主体

本地域における生活排水の処理主体を表 3-1-3 に示します。

集合処理施設としては、公共下水道が整備され、生活排水の処理が行われています。

個別処理施設としては、合併処理浄化槽があり、浄化槽の設置者である個人等が処理主体となっています。

本地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、行政組合のし尿処理施設である「宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場」において処理を行っています。

表 3-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	岩泉町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	行政組合

第 4 節 生活排水処理率

過去 5 年の本地域における生活排水処理率[※]の推移を表 3-1-4 及び図 3-1-3 に示します。

本地域では、計画処理区域内人口及び生活排水処理人口が減少傾向となっている中で、生活排水処理率は増加しています。

表 3-1-4 生活排水処理率の推移

年度	計画処理区域内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水処理率 (%)
令和2年度	8,915	3,943	44.2
令和3年度	8,664	3,879	44.8
令和4年度	8,357	3,918	46.9
令和5年度	8,092	3,786	46.8
令和6年度	7,879	3,845	48.8

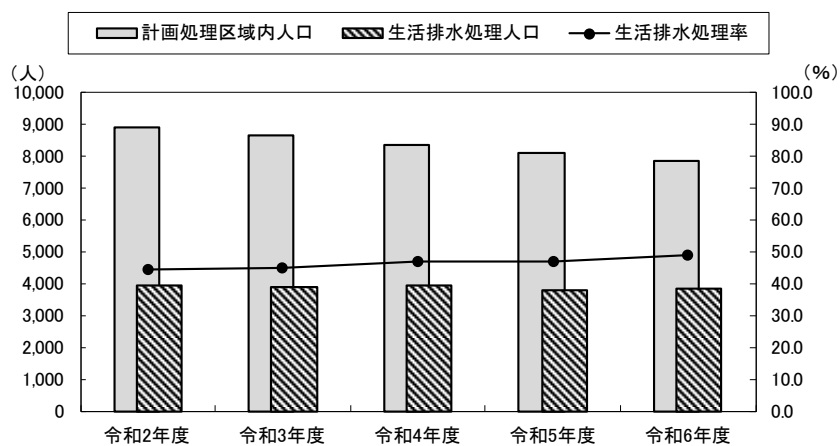


図 3-1-3 生活排水処理率の推移 (岩泉町)

※生活排水処理率

生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口である生活排水処理人口（公共下水道人口、集落排水施設人口、合併処理浄化槽人口）の計画処理区域内人口に対する割合。

$$\text{生活排水処理人口 (人)} \div \text{計画処理区域内人口 (人)} \times 100 (\%)$$

第 2 章 し尿・汚泥収集等の状況

第 1 節 し尿等の収集運搬状況

1. 収集対象

本地域の全域のし尿及び浄化槽汚泥を収集対象としています。

2. 収集運搬の状況

(1) 搬入量

本地域の過去 5 年のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示します。

し尿は、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。

浄化槽汚泥は、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しましたが、令和 6 年度に増加しています。

また、1 日当たりの搬入量は令和 6 年度で 14.0kL/日となっており、計画処理能力である 137kL/日に対して 10.2%の搬入率を示しています。

なお、浄化槽汚泥混入率は令和 6 年度で 28.1%となっています。

表 3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

項目 年度	搬入量 ^{※1}			浄化槽汚泥 混入率 ^{※2}	1日当たり搬入量 (365日平均)	
	し尿	浄化槽汚泥	合計		搬入量	搬入率 ^{※3}
	(kL/年)	(kL/年)	(kL/年)	(%)	(kL/日)	(%)
令和2年度	4,352	1,368	5,720	23.9	15.7	11.4
令和3年度	4,064	1,343	5,407	24.8	14.8	10.8
令和4年度	3,920	1,305	5,225	25.0	14.3	10.4
令和5年度	3,789	1,304	5,093	25.6	14.0	10.2
令和6年度	3,675	1,435	5,110	28.1	14.0	10.2

※1：宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場への搬入量

※2：し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合

※3：宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場の計画処理能力（137kL/日）に対する比率

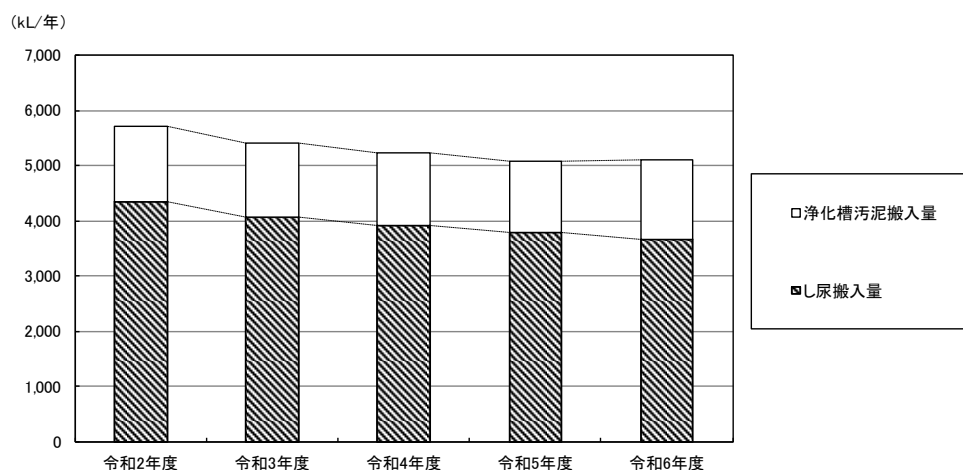


図 3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

(2) 収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者 2 社が収集運搬しています。

(3) 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車にて収集運搬しています。

(4) 収集方法

し尿の収集は定期又は申込の都度の個別収集、浄化槽汚泥の収集は、浄化槽清掃の都度の収集として
います。

(5) 収集料金

許可業者のし尿、浄化槽汚泥の汲取料金は、180L まで 1,480 円で 180L を超える場合は 18L またはその
端数ごとに 148 円です。

第 2 節 し尿処理の状況

1. し尿処理施設の概要

行政組合が保有するし尿処理施設の概要を表 3-2-2 に、中継施設の概要を表 3-2-3 に、し尿処理施設・中継施設の位置図を図 3-2-2 に示します。

処理工程は、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を受入貯留設備で沈砂及びし渣を除去した後に、標準脱窒素処理を行い、加圧浮上・オゾン酸化・砂ろ過による高度処理を行った後に消毒・放流しています。なお、受入貯留設備で除去したし渣と、処理で発生した汚泥は脱水後に場外搬出し、清掃センターにて混焼しています。また、沈砂は洗浄後場外搬出し、一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行っています。

表 3-2-2 し尿処理施設の概要

施設名	宮古衛生処理センター	第 2 衛生処理場	予備貯留槽
所在地	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 5	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 2	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 2
面積	敷地面積:10,316m ²	敷地面積:3,400m ²	
竣工	昭和 63 年 11 月※	平成 11 年 3 月※	平成 7 年 9 月
施設規模	74kL/日	63kL/日	500m ³ (270m ³ + 230m ³)
処理方式	標準脱窒素処理方式 +高度処理	標準脱窒素処理方式	—
処理水	二級河川 閉伊川	宮古衛生処理センターの高度 処理設備へ	—

※ 平成 30 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了

表 3-2-3 中継施設の概要

施設名	宮古市(川井地域) 中継貯留槽	岩泉町中継貯留槽	田野畑村中継貯留槽
所在地	岩手県宮古市古田第1地割70番地3	岩手県下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂207番地1	岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢8番1
容量	50m ³ ×1槽	し尿40m ³ ×2槽 浄化槽汚泥30m ³ ×1槽	50m ³ ×1槽

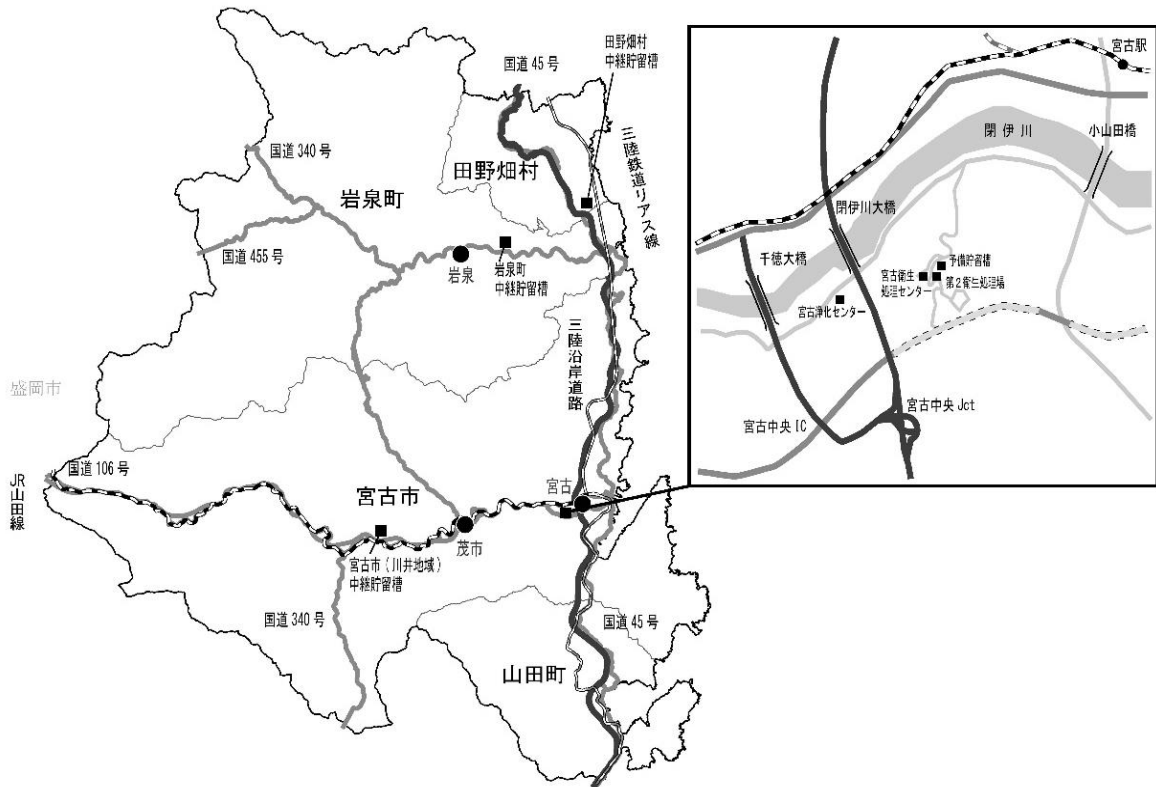


図 3-2-2 行政組合のし尿処理施設の位置

2. し尿処理に係る経費

構成市町村及び行政組合のし尿処理に係る経費を表3-2-4に示します。

環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査結果によると、し尿処理経費は増加傾向を示しており、令和6年度のし尿処理経費は約2.75億円となっています。

また、処理対象人口1人当たり年間処理経費についても近年は増加傾向であり、令和6年度は1人当たり7,336円/人・年となっています。なお、処理対象人口とは合併処理浄化槽人口、集落排水施設人口のうちの浄化槽処理人口、単独処理浄化槽人口及び汲取り尿人口を指します。

表3-2-4 し尿処理に係る経費

単位：千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設・改良費	0	11,330	0	13,543	15,887
工事費	0	11,330	0	13,543	15,887
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	11,330	0	13,543	15,887
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	213,669	203,807	232,636	244,754	255,008
人件費	18,542	19,010	18,617	20,639	21,698
一般職	18,542	19,010	18,617	20,639	21,698
技能職					
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	92,455	88,750	117,024	114,272	133,092
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	92,455	88,750	117,024	114,272	133,092
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	102,672	96,047	96,995	109,843	100,218
収集運搬費	43,713	43,444	43,199	42,724	42,902
中間処理費	58,959	52,603	53,796	67,119	57,316
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	4,399	2,469	3,224	6,378	3,952
合計	218,068	217,606	235,860	264,675	274,847
処理対象人口(人)	40,665	38,295	37,531	35,994	34,761
年間処理経費(千円/年)	213,669	203,807	232,636	244,754	255,008
処理対象人口1人当たり 年間処理経費(円/人・年)	5,254	5,322	6,199	6,800	7,336

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

3. 汚水処理施設整備構想

県の生活排水処理に関する計画・目標を以下に整理します。

(1) いわて汚水処理ビジョン 2017

「いわて汚水処理ビジョン2017（以下「汚水処理ビジョン」という）」は、汚水処理施設の整備等に関する計画をまとめたもので、計画期間は2025年までと設定しています。

策定にあたっては、2016年度から策定に着手し、まず岩手県内の市町村が今後の汚水処理施設の整備計画を策定しました。この計画をもとに県構想の素案を作成し、学識経験者や専門家の方々から成る「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」で検討を行いました。

さらに、2017年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の意見を反映しています。最終的に県関係部課と市町村により構成されている「岩手県汚水適正処理推進会議」で協議・承認され、2018年1月に策定されたものです。

ア 基本理念

汚水処理ビジョンでは、以下の6項目を基本理念として策定しています。

- ・水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然
- ・快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現
- ・資源・再生可能エネルギーの有効利用
- ・持続可能な汚水処理の運営
- ・浸水不安のない街
- ・汚水処理に関する普及啓発

イ 計画・目標

汚水処理ビジョンにおける計画・目標を表3-2-5に示します。

表3-2-5 整備構想の概要

項目	内容
汚水処理人口普及率の目標値	2016年度末(現況年):整備人口 79.8%、未整備人口 20.2% 2025年度末(目標年):整備人口 91%、未整備人口 9%
汚水処理施設別の整備人口割合	2025年目標:下水道 73.4%、集落排水 8.4%、浄化槽・その他 18.2%

第 3 節 生活排水処理に係る課題

1. 生活排水の適正処理

公共下水道処理区域内の地域に対して、公共下水道への接続を促し水洗化率を向上させる必要があります。

また、汲取り尿世帯に対しては、合併処理浄化槽や集落排水処理施設への接続を促し、生活排水処理率を向上させる必要があります。

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の見直し

本地域では、今後、人口減少等によりし尿及び浄化槽汚泥量は減少すると予測されることから、行政組合と協議しながら収集運搬体制の見直しを図る必要があります。

3. 中間処理計画

本地域のし尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向にあることから、宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場の処理能力が過大となることが想定されます。

また、老朽化が進行する機器・設備等の計画的な維持・補修を進めていく必要があります。

第 3 章 生活排水処理の将来予測

第 1 節 生活排水処理形態別人口の予測

本地域における生活排水処理形態別人口の予測結果を表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示します。

表 3-3-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

項目	年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
1. 計画処理区域内人口		7,879	7,115	6,602	6,126
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		3,845	3,814	3,766	3,717
(1)合併処理浄化槽人口		1,960	1,985	1,961	1,936
(2)下水道人口		1,885	1,829	1,805	1,781
(3)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0
(4)集落排水施設人口		0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		0	0	0	0
4. 非水洗化人口		4,034	3,301	2,836	2,409
(1)汲取し尿人口		4,034	3,301	2,836	2,409
(2)自家処理人口		0	0	0	0

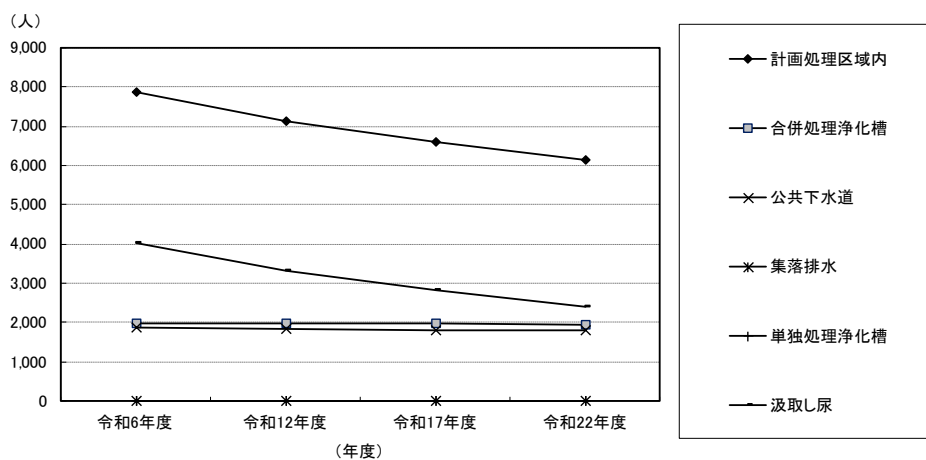


図 3-3-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

第 2 節 し尿・浄化槽汚泥の搬入量の推計

行政組合が保有する宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場で処理するし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の予測結果を表 3-3-2 及び図 3-3-2 に示します。

表 3-3-2 搬入量の予測結果

項目 年度	搬入量		合計 kL/日
	し尿 kL/日	浄化槽汚泥 kL/日	
令和4年度	76	30	106
令和5年度	73	31	104
令和6年度	71	29	100
令和7年度	63	31	94
令和8年度	60	31	91
令和9年度	58	30	88
令和10年度	57	30	86
令和11年度	55	29	84
令和12年度	54	29	82
令和13年度	52	28	80
令和14年度	50	27	78
令和15年度	49	27	76
令和16年度	48	26	74
令和17年度	46	26	72
令和18年度	44	26	70
令和19年度	43	26	68
令和20年度	41	26	67
令和21年度	40	25	65
令和22年度	38	25	63

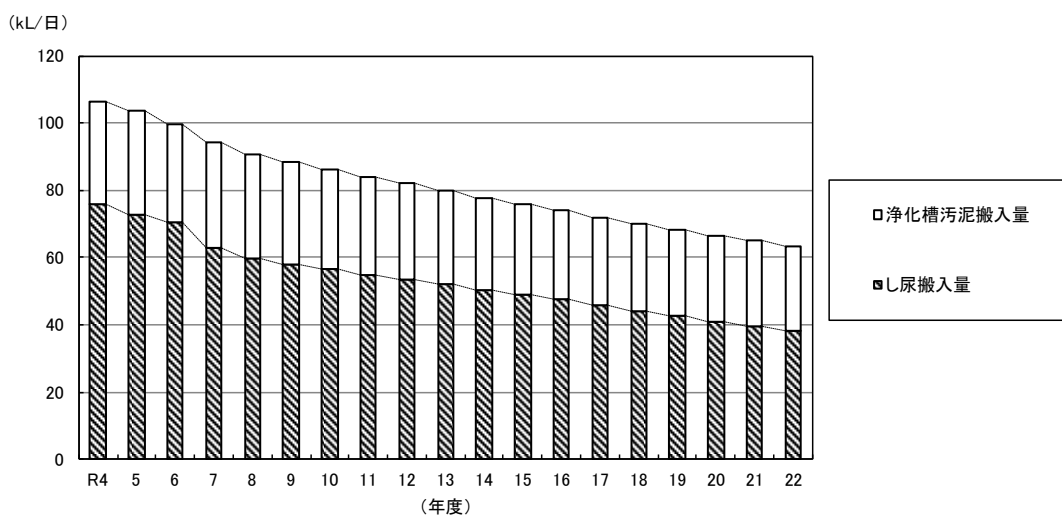


図 3-3-2 搬入量の予測結果

第 4 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の基本方針

岩泉町における生活排水処理の基本方針を以下に示します。

1. 公共下水道事業等の集合処理の推進

公共下水道については、事業認可区域での早期整備を目指し、整備済みの区域について接続（水洗化）を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

集落排水施設については、未接続世帯の接続を促すとともに処理施設の適正な維持管理を継続していきます。

2. 合併処理浄化槽の整備

公共下水道及び集落排水施設整備区域以外の地域においては、合併処理浄化槽により、生活排水処理率の向上を図ります。

合併処理浄化槽の設置を推進するため、岩泉町で実施している浄化槽設置に対する費用補助については補助事業を継続します。

3. 浄化槽の適正管理

浄化槽設置者等に対して、通常、設置者が浄化槽管理者となり、その浄化槽管理者の責任の下で維持管理をすることが法令で義務付けられていることを周知・徹底します。

これにより、適正な保守点検・清掃の実施や法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させ、維持管理が不適切な浄化槽による水質汚濁を防止します。

4. 生活雑排水処理の推進

生活雑排水が未処理で公共用水域に放流される汲取り尿世帯については、公共下水道や集落排水施設等の処理区内であれば、それら集合処理施設への早期接続を促します。それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽の設置等により、生活雑排水の適正処理を推進します。

5. 汲取り尿及び浄化槽汚泥等の適正処理

行政組合が管理している宮古衛生処理センターは昭和 63 年度から第 2 処理場は平成 12 年度から稼働しており、平成 30 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了しています。今後も引き続き、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量、浄化槽汚泥混入率の変化、し尿処理施設の老朽化の状況を確認しながら、施設の安定稼働及び適切な維持管理に努めていきます。

6. 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本地域の全域とします。

第 2 節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

岩泉町の目標年次における生活排水処理の目標を表 3-4-1 に示します。

岩泉町では、公共下水道への接続を推進するとともに、公共下水道処理区域外の地区については、合併処理浄化槽の普及を図ります。

表 3-4-1 生活排水処理の目標

項目 年度	計画処理区内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水処理率 (%)
令和6年度	7,879	3,845	48.8
令和12年度	7,115	3,814	53.6
令和17年度	6,602	3,766	57.0
令和22年度	6,126	3,717	60.7

2. 生活排水を処理する施設及び区域等

岩泉町における公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画を示します。

(1) 公共下水道

岩泉町公共下水道が整備されており、既に供用が開始されています。今後は事業認可区域での早期整備を目指すとともに、整備済みの区域については接続率の向上に努めていくものとします。また、既存施設の適正な維持管理にも努めていくものとします。

(2) 集落排水施設

集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外の区域において、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、浄化槽設置補助事業を継続し、浄化槽普及率の向上に努めるものとします。

表 3-4-2 生活排水処理施設の整備手法及び普及率

方式	整備手法	令和6年度 (現況)	令和12年度	令和17年度	令和22年度
集合処理	公共下水道	23.9%	25.7%	27.3%	29.1%
	集落排水	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	23.9%	25.7%	27.3%	29.1%
個別処理	合併処理浄化槽	24.9%	27.9%	29.7%	31.6%
合計		48.8%	53.6%	57.0%	60.7%

第 3 節 し尿・汚泥の処理計画

1. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

本地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことはもとより、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行うことを目標とします。

(2) 収集の範囲

収集の範囲は本地域の全域とします。

(3) 収集運搬の方法

ア 収集運搬の対象物

収集運搬の対象物は次のとおりとします。

・し尿 ・浄化槽汚泥

イ 収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者によるものとします。

ウ 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥は、現行どおりバキューム車により収集します。

エ 収集方法

し尿の収集は定期又は申込の都度の個別収集、浄化槽汚泥の収集は、浄化槽清掃の都度の収集とします。

2. 中間処理計画

本地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握し、中間処理施設（宮古衛生処理センター及び第2 衛生処理場）にて適切に処理することを目標とします。

3. 最終処分計画

宮古衛生処理センター及び第2 処理場から発生する沈砂は洗浄後場外搬出し、一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行います。

第4節 計画達成のための施策

1. 生活排水の処理施設整備の推進

し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を円滑に実施するためには、本地域における課題や経済性及び施設整備の緊急性等を考慮して生活排水処理施設の整備を進める必要があります。

生活排水処理施設の整備事業の実施主体は施設毎に異なるため、生活排水処理施設の整備を効率よく進めるには、各事業間の連携を図ることが重要になります。

そのため、本計画の実施においては、各事業の現況と今後の計画を逐次確認するとともに、必要に応じて各事業間で調整をする場を設け、事業間の整合を図るものとします。

2. 住民に対する広報・啓発活動

住民の生活排水の適正処理に対する意識を向上させるため、広報・啓発活動等を行うものとします。

(1) 広報・啓発内容

ア 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び集落排水施設の整備区域内の未接続者に対して、広報、パンフレット等により早期接続の呼びかけを継続して行い、水洗化率の向上を図ります。

イ 生活雑排水の負荷低減対策

汲取り尿世帯に対しては、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流出し、直接の水質汚濁要因となることを周知し、協力を促します。

生活雑排水の汚濁負荷削減方法としては、三角コーナーや微細目ストレーナを排水口へ設置することによる調理屑の回収、皿または調理器具に付着した廃食用油のキッチンペーパーによる拭き取り等があります。これらの有効な手段を住民に周知し、生活排水処理への実践活動を促進します。

ウ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知徹底し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させることにより、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(2) 広報・啓発の方法等

公共用水域等の水質汚濁の現状を岩泉町や行政組合のホームページ、パンフレット、ポスターや広報誌等で示し、住民の公共用水域等における水環境並びに生活排水処理に関する意識を高めます。

また、小、中学生や自治会等に生活排水処理施設等の見学を通じて、生活排水処理対策等への理解を深め、意識の向上を図ることとします。

